

学 修 便 覧

2025

日本大学松戸歯学部

この『学修便覧』は，学生生活を送る上で重要な事項が記載されており，新入生の上に配布されます。記載内容は原則として卒業まで適用されますので，大切に保管し適宜読み返すなどして，履修上の指針として活用してください。

各学科目の講義内容をまとめた『シラバス』は，毎年作成されます。シラバスの閲覧は，学部ホームページまたは学修支援システムから可能です。本書と併せて履修上の参考としてください。

— 目 次 —

日本大学教育憲章・教育研究上の目的・3つのポリシー	1
教授一覧	7
日本大学学則抜粋	9
松戸歯学部課程及び履修方法	19
学生生活	31
日本大学図書館松戸歯学部分館	45
諸 規 程	47
諸 手 続	59
そ の 他	61
（同窓会会則）	
松戸歯学部配置図	69

日本大学教育憲章・教育研究上の目的・

3つのポリシー

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- ・ **日本の特質を理解し伝える力**
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- ・ **多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力**
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- ・ **社会に貢献する姿勢**
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

< 自ら学ぶ >

- ・ **豊かな知識・教養に基づく高い倫理観**
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- ・ **世界の現状を理解し、説明する力**
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

< 自ら考える >

- ・ **論理的・批判的思考力**
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- ・ **問題発見・解決力**
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

< 自ら道をひらく >

- ・ **挑戦力**
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- ・ **コミュニケーション力**
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- ・ **リーダーシップ・協働力**
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- ・ **省察力**
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

教育研究上の目的

松戸歯学部

教育研究理念

口腔の健康は全身の健康を支えるという考えを基盤とし、それを具現化した「オーラルサイエンス（口腔科学）」の学びを礎に、自主創造の能力を養い、豊かな知識と教養に基づく高い倫理観を持ち、論理的かつ批判的思考を用いた問題解決力と省察力を有し、歯科医療と歯科保健を通して生涯にわたり社会に貢献できる人材を育成する。

歯学科

目標

口腔と全身の健康維持、増進に寄与するために、社会の多様なニーズに対応できる高い職業倫理を備え、あらゆる職種と協働し、地域医療と地域保健に貢献できる歯科医師を育成する。

松戸歯学部3つのポリシー

1 学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

松戸歯学部は、日本大学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、松戸歯学部の教育理念に基づいた各分野の授業科目をすべて修得し、以下の到達目標に達した者に学士（歯学）の学位を授与する。

<自ら学ぶ>

- ・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

〔DP1〕幅広い教養と豊かな人間性に基づく高い倫理観を持ち、医療の中での役割を認識して社会に貢献できる。

- ・世界の現状を理解し、説明する力

〔DP2〕国際社会における歯科医学や医療の現状を理解し、その多様性について説明できる。

<自ら考える>

- ・論理的・批判的思考力

〔DP3〕歯科医学の研鑽によって得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

- ・問題発見・解決力

〔DP4〕自ら能動的に課題を発見し、歯科医学の知識に基づく問題解決ができる。

<自ら道をひらく>

- ・挑戦力

〔DP5〕医療人として新しいことに挑戦し、自らの道を切り拓くことができる。

- ・コミュニケーション力

〔DP6〕歯科医療に必要なコミュニケーション力を有し、かつ実践できる。

- ・リーダーシップ・協働力

〔DP7〕 地域社会における保健，医療，福祉および介護などに貢献するために必要な多職種の医療・福祉従事者と連携，協働かつ支援することができる。

・省察力

〔DP8〕 生涯にわたり謙虚に自己を見つめ，自己分析の習慣を身に付け，医療人としての資質を高めることができる。

2 教育課程の編成及び実施に関する方針（C P：カリキュラムポリシー）

松戸歯学部（学士（歯学））では，日本大学教育憲章（以下，「憲章」という）を基に，学位授与の方針に沿って，教育課程の編成を実施する。

憲章に基づく学位授与の方針における8つの能力（コンピテンシー）を養成するための初年次教育，教養教育，専門教育等について，一般教養，医療行動科学，基礎歯科医学，社会歯科医学，臨床歯科医学，総合医学の各領域で構成される科目を横断的かつ体系的に位置付けて，総合歯科医学領域と臨床実習領域でそれらを統合する教育課程を編成する。また，講義，演習，実験，実習の授業形態を適切に組み合わせた科目を開設し実施する。

学修成果の評価については，各授業科目の専門的な知識・技能及び態度の能力の修得を適切に評価する多面的な評価方法により各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定し，憲章に沿った能力の修得については，卒業の達成を測るための授業科目等により総合的に行う。

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

〔CP1〕 一般教養，全学共通初年次教育および医療行動科学による体験実習や参加型学修を通じて，自然科学，人文社会科学への深い理解と医療人としての基礎となるプロフェッショナリズムを育成し，5年次から附属病院において参加・実践型の臨床実習を行い高い倫理観を醸成する。

知識に関する評価は筆記（論述・客観）試験・口頭試験，態度を加えた評価はポートフォリオ，レポート，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

・世界の現状を理解し，説明する力

〔CP2〕 外国語学科目や，海外研修や海外研究者との交流を通じて，国内外の歯科医療の現状を理解し，国際社会で活躍できる基本的能力を育成する。

知識に関する評価は筆記（論述・客観）・口頭試験，態度を加えた評価はレポート等を用いて評価する。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

〔CP3〕 基礎歯科医学や社会歯科医学を通じて論理的思考力を育み，自ら学ぶ学修態度によって臨床歯科医学に関する知識を修得する能力を育成する。5年次から附属病院で行う臨床実習で歯科医療に対する論理的・批判的思考力を養成する。

知識に関する評価は筆記（論述・客観）試験・口頭試験，態度を加えた評価はポートフォリオ，レポート，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

・問題発見・解決力

〔CP4〕 基礎歯科医学と臨床歯科医学が連携する授業科目を配置し，歯科治療の実践力の向上に必要な探究心と問題解決能力を育成する。5年次からの臨床実習では主体的に実践する自己主導型学修をサポートし，適切なフィードバックによって継続

的に問題解決する能力を養成する。知識に関する評価は筆記（論述・客観）試験・口頭試験，態度を加えた評価はポートフォリオ，レポート，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

〔CP5〕臨床歯科医学と総合医学を通じて新しいことに挑戦する気持ちを育成する。さらに充実した診療参加型臨床実習を提供し，基本的な臨床技能を習得し，責任と役割を担い，新しいことに挑戦する能力を養成する。

知識に関する評価は筆記（論述・客観）試験・口頭試験，態度を加えた評価はポートフォリオ，レポート，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

・コミュニケーション力

〔CP6〕医療行動科学を通じて，初年次体験実習，参加型学修（模擬患者を対象としたロールプレイ実習を含む）を行い，さまざまな人々とのコミュニケーションを通じて相互に意思を伝達する能力を育成する。さらに5年次からは，附属病院や在宅で患者や多職種との連携を実践する多様な臨床実習を行うことで，対人関係能力や医療人としての人格を備えた全人的な歯科医師を養成する。

評価は，ポートフォリオ，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

・リーダーシップ・協働力

〔CP7〕社会歯科医学と地域医療に関連する学科目の講義，および地域医療実習等を通じて，多職種医療・福祉従事者と協働する必要性を自覚し，社会に貢献する能力を育成する。

評価は，ポートフォリオ，ルーブリック等を用い，成長過程も合わせて評価する。

・省察力

〔CP8〕初年次教育から臨床歯科医学および総合医学に至る学修を通じ，臨床実習を経て卒業に至るまで，常に振り返りを行いながら自己の向上を図る必要性を理解し，医療人として生涯にわたって学ぶ姿勢を育成する。

評価は，ポートフォリオ，レポート，ルーブリック等を用い，成長の過程も合わせて評価する。

3 アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針，AP）

松戸歯学部教育理念・目標に合致した人を選抜するために、基礎的学力、論理的思考力やコミュニケーション能力などに関する試験を実施し、医療人としての資質を総合的に評価し、以下の資質を持つ人を受け入れる。

〔AP1〕 歯科医学を通じて社会に貢献する志を有する人。

〔AP2〕 歯科医学を修得するための基礎的な学力とコミュニケーション能力を兼ね備えている人。

〔AP3〕 自主的に学ぶ姿勢と創造性に富み、論理的で柔軟な思考力を有する人。

〔AP4〕 他人に対する思いやりを持ち、社会的責任感が強く、多様な価値を受容する寛容性と奉仕的精神を備えている人。

〔AP5〕 諦めない心で歯科医学を探究し、目標や意義を見出すために振り返りができる人。

教 授 一 覽 表

教 授 一 覧 (五十音順)

学位	氏名	講座
博士 (歯学)	有 川 量 崇	衛生学
博士 (歯学)	石 井 良 昌	口腔外科学
博士 (歯学)	伊 藤 誠 康	有床義歯補綴学
博士 (歯学)	内 田 貴 之	歯科総合診療学
博士 (歯学)	大 峰 浩 隆	口腔外科学
歯学博士	岡 田 裕 之	組織学
博士 (理学)	小 倉 昭 弘	教養学 (物理学)
博士 (歯学)	小 椋 正 之	歯科医療管理学 (医療政策学分野)
博士 (歯学)	久 山 佳 代	病理学
博士 (歯学)	小 峯 千 明	保存修復学
博士 (歯学)	小見山 道	顎口腔機能補綴学
博士 (歯学)	三 枝 禎	薬理学
博士 (歯学)	塩 崎 一 成	解剖学
博士 (歯学)	清 水 武 彦	小児歯科学
博士 (歯学)	泉 福 英 信	感染免疫学
博士 (工学)・博士 (歯学)	谷 本 安 浩	歯科生体材料学
医学博士	中 山 壽 之	内科学
博士 (歯学)	中 山 洋 平	歯周治療学
博士 (歯学)	根 岸 慎 一	歯科矯正学
博士 (歯学)	野 本 たかと	障害者歯科学
博士 (医学)	秦 光 賢	循環器・心臓血管外科学
博士 (歯学)	平 塚 浩 一	生化学・分子生物学
博士 (歯学)	深 津 晶	有病者歯科検査医学
歯学博士	福 本 雅 彦	有病者歯科検査医学
理学博士	堀 畑 聡	教養学 (数理科学)
博士 (歯学)	村 上 洋	口腔インプラント学
博士 (歯学)	山 口 秀 紀	歯科麻酔学
博士 (理学)	吉 垣 純 子	生理学
博士 (歯学)	若 見 昌 信	先端歯科クラウンブリッジ補綴学

(令和7年4月1日現在)

日 本 大 学 学 則 抜 粹

【グレード・ポイント・アベレージに関する申合せ抜粋】

日 本 大 学 学 則 抜 粋

第 1 章 総 則

第 1 節 目的及び使命

第 1 条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第 2 条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第 2 節 大 学 組 織

第 3 条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

(表省略・大学案内参照)

第 5 節 学年・学期及び休業日

第 13 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 本学創立記念日 (10 月 4 日)

④ 春季休業 3 月 11 日から 3 月 31 日まで

⑤ 夏季休業 7 月 11 日から 9 月 10 日まで

⑥ 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第 6 節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第 20 条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低 4 年とし、在学年限は、8 年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低 6 年とし、在学年限は、12 年とする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年

限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

- 2 学部に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入学を許可することがある。

① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

② 高等専門学校を卒業した者

③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者

- 3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

- 4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

- 5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

- 6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

- 7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

- 8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

- 9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。

10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。

第 22 条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。

① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

② 人物及び在学中の成績が妥当な者

5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

8 転部・転科及び転籍の年次は、2 年次又は 3 年次とする。ただし、4 年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。

9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに 1 を加えて得た年数とする。

10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第 25 条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3 か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1 学期又は 1 年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第 27 条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第 28 条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。
ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第 30 条に基づく除籍によるもの

④ 第 76 条及び第 77 条に基づく懲戒によるもの

2 第 36 条に基づく年度の GPA が 1.50 未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第 29 条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることができる。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本大学に原則として 1 年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに 1 を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学

部においては、在学年限を定めることができる。

11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。

12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。

第 30 条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

① 故なくして学費の納付を怠った者

② 故なくして欠席が長期にわたる者

③ 在学年限を超えた者

第 7 節 履 修 規 定

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 34 条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第 36 条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

- 2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。
- 3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第 37 条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修と

みなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 7 学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

松 戸 歯 学 部 歯 学

(当該学部のみ記入他は省略)

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別にこれを定める。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことが

ある。

第 77 条 懲戒は、退学・停学及び訓告の 3 種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③正当の理由がなくて出席常でない者
- ④大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average = GPA) に関する申合せ【抜粋】

1 目 的

厳格な成績評価, 綿密な履修指導による卒業生の質の保証等のために GPA 制度を導入する。

2 成績評価基準

		素 点	評価	係数	内 容	成績表示
判 定	合 格	100～90 点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80 点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70 点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60 点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
無 判 定	不合格	59 点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後, 所定の中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※ 成績評価は成績表の素点から導き出されるが, 履修登録したが成績を示さなかった場合, 成績表に素点は記載されず, 成績評価は E となり, 該当する係数は 0 となる。

※ 成績証明書では合格した授業科目の成績 (S, A, B 及び C) 及び認定科目 (N) のみを表示する。

3 計算式(算出方法)

- ① 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し, その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり, ポイント数の総計を総履修単位数 (D, E の単位数も含める) で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第 3 位を四捨五入し, 小数点以下第 2 位までを有効とする。

なお, P (履修中止), N (認定科目) は GPA に算入しない。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数(D, E の単位数も含める)}}$$

- ② GPA 算出の対象科目は, 学科の課程修了に係る授業科目 (卒業論文・卒業研究・卒業制作を含む) とする。
- ③ GPA は, 当該年度の学期 (学期の GPA) 及び年間 (年間の GPA) 並びに入学時からの累積 (累積の GPA) とする。
- ④ 通年科目は, 学期の GPA 算出の際には後学期の GPA に算入する。
- ⑤ 授業科目を再履修した場合, 累積の GPA 算出の際には最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし, 以前の成績及び単位数は算入しない。

以 上

松戸歯学部課程及び履修方法

- 1 課程の概要
- 2 履修方法
- 3 単位の基準
- 4 授業
- 5 成績評価方法について
- 6 進級及び卒業
- 7 留年
- 8 卒業要件
- 9 在学期間の制限
- 10 休学・復学
- 11 講義等における写真・動画撮影
及び録音等について
- 12 各学年修得する単位数
- 13 教育課程表
- 14 履修系統図

松戸歯学部課程及び履修方法

1 課程の概要

本学部の歯科医学教育は、日本大学学則第1節で定められている「目的及び使命」の他、日本国民の歯科医療及び保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を養成する目的をもっている。

目的を達成するために次に分類される学科目をおいている。

- ① 全学共通教育科目、② 教養科目、③ 外国語科目、
- ④ 保健体育科目、⑤ 準備教育科目、
- ⑥ 専門科目（医療行動科学領域、基礎歯科医学領域、社会歯科医学領域、臨床歯科医学領域、総合医学領域、総合歯科医学領域、臨床実習領域）

各学科目の学年配当は、「教育課程表」並びに「履修系統図」を参照すること。

2 履修方法

① 全学共通教育科目及び教養科目

(1) 1年次に履修すること。

(2) 「自主創造の基礎」、「歯科医学へのとびら」、「日本を考える」、「世界を考える」は必修科目とする。

その他の科目については、2科目4単位以上を履修すること。

(3) 選択科目は前学期及び後学期の指定日時までに履修登録をすること。

(4) 一度登録した履修登録を取消す場合は、授業開始後1か月以内に「登録抹消届」を教務課に届け出ること。登録抹消後に再度履修登録をすることは出来ないので注意すること。

② 必修科目

各学年に配当された学科目をすべて履修すること。

3 単位の基準

各学科目に対する課程を修了した者には、次の基準により当該学科目について所定の単位が与えられる。

1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成されており、次の基準で行われる授業の他、45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修が必要である。

- ①講義・演習 15時間から30時間までの授業（週当たり1時間から2時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。
- ②実験・実習 30時間から45時間までの授業（週当たり2時間から3時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。

※①～②の授業科目の組合せによって構成される学科目もある。

4 授業

- ① 授業は、課された全ての時間に出席することを原則とする。
- ② 正当な理由（「忌引き」、「公用欠席」、「病気」、その他やむを得ない理由）により欠席する（した）場合は、欠席事由解消後1週間以内に、当該学科目担当者に、理由を証明するに足りる詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添えて「欠席届」を提出すること。
- ③ 欠席事由が「忌引き」及び「公用欠席」の場合のみ、出席として取扱う。
- ④ 患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。
- ただし、担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は、この限りではない。自修に必要な資料がある場合は、必ず担当教員に申し出ること。

5 成績評価方法について

① 「歯科医学総合講義」

定期試験または追・再試験の結果を主とし、シラバス等に定める方法により採点される。

当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1/5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は、成績評価が59点以下であった場合、再試験の受験資格は与えられない。

(1) 定期試験

ア 各学年の授業期間終了後に一定期間を定めて実施する。

イ 本学部が指定した義務（各学期の学納金の納付、各年度初めの定期健康診断の受診等）を完遂していないと受験できない。

ウ 合格基準はシラバス等に別に定める。

(2) 追試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、正当な理由（病気その他やむを得ない理由）により定期試験を受験できなかったと学部認められた者とする。
- ウ 成績評価は0～79点とする。（79点を超す場合であっても79点とする）
- エ 追試験の受験を希望する者は、定期試験終了後1週間以内に正当な理由を証明するに足る詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添付し「定期試験欠席理由書」及び「追試験受験願」を教務課に提出すること。受験資格の有無は審議の上、決定される。
- オ 原則として、追試験は、定期試験の追試験及び定期試験の再試験において実施しない。

(3) 再試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、定期試験の成績評価が合格基準に満たない者とする。ただし、当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1／5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は、再試験を受ける資格が与えられない。
- ウ 成績評価は0～60点とする。（60点を超す場合であっても60点とする）
- エ 再試験受験料は1,000円とする。（「歯科医学総合講義4」については共用試験（CBT及びOSCE）を充てるため、医療系大学間共用試験実施評価機構が指定する額を受験者が負担する。）
- オ 対象者は、掲示をもって指示された日時、方法により受験すること。

(4) 定期試験、追試験及び再試験受験上の注意

- ア 受験資格を有する者のみが受験することができる。
- イ 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- ウ 学生証は受験中机上等試験監督者が見やすい場所に提示しておくこと。
万一所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けること。
- エ 試験開始後20分以上遅刻した者は、原則として受験できない。
- オ 受験者は、試験開始後20分間は退場できない。
- カ 試験中、他人との物品の貸借は認めない。
- キ 試験中の私語は認めない。
- ク 不正行為を行った者は、学則により厳重に処分する。

(5) 不正行為と認められる行為があった場合の処分

本学部は、不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学学則第76条・77条に従い、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・

ゼミナールを除く)の成績が無効となる。

また、懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の所属、学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

② 「歯科医学総合講義」以外の学科目

(1) 定期試験によらず、平常試験及び実習評価等を主として、学業成績を査定する。
平常試験は、定期試験期間以外の授業時間等を実施する。また、その日程等は、シラバス等により指示する。

(2) 学科目により、平常試験の追試験及び再試験を実施する場合がある。その場合の実施方法については歯科医学総合講義定期試験に準ずるが、以下の点が異なる。
ア 追試験及び再試験について、試験実施の有無及び成績評価方法は各学科目担当者の判断による。

イ 追試験について、平常試験欠席の正当な理由を証明するに足る詳細な書類は当該学科目担当者に提出すること。

ウ 再試験について、受験料 1,000 円は徴収しない。

6 進級及び卒業

下記の全てを満たすこと。

① 全学共通教育科目（1年次のみ）

「自主創造の基礎」、「日本を考える」は必修科目とする。

② 教養科目（1年次のみ）

「歯科医学へのとびら」、「世界を考える」は必修科目とする。

選択科目は2科目4単位以上修得すること。

③ 「歯科医学総合講義」（1～6年次）

当該学年に配置の「歯科医学総合講義1～6」の各合格基準を満たしていること。
(各合格基準についてはシラバス等に別に定める)

④ 必修科目

次のすべての条件を満たすこと。

(1) 当該学年における「全学科目平均点」が60点以上であること。

「全学科目平均点」 小数第1位を四捨五入	=	$\frac{(\text{各学科目評価点} \times \text{単位数}) \text{の全履修学科目の総和}}{\text{全履修学科目の単位数の総和}}$
-------------------------	---	---

※「自主創造の基礎」、「歯科医学へのとびら」、「日本を考える」、「世界を考える」、「歯科医学総合講義1～6」及び選択必修科目は全学科目平均点の対象科目から除く。

(2) 当該学年で履修した学科目のうち、合格した学科目数が全学科目数の2/3以上であること。ただし、5年次及び6年次は全学科目を合格しなければならない。

(3) 当該学年で履修した学科目の内に、最終評価点が30点未満のものがないこと。

7 留年

- ① 上記「6 進級及び卒業」の要件を満たさない場合には留年とする。
- ② 留年した場合には、原級学年に配置されている全学科目を再履修しなければならない。ただし、1年次配置の「選択必修科目」については未履修の学科目を履修しても良い。

8 卒業要件

6年次までに課せられた全学科目に合格し、総計197単位以上を修得すること。
なお、卒業者には、「学士（歯学）」の学位が授与される。

9 在学期間の制限

- ① 同一学年に3年間を超えて在学することはできない。
- ② 各学年を通算して12年間を超えて在学することはできない。
- ③ 上記①、②の制限には休学期間を含める。

10 休学・復学

病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学することのできない者は、保証人連署による「休学願」（所定の用紙）を提出して許可を得て、原則として入学年度を除き、その年度あるいは、前・後学期を休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

「休学願」を教務課で受領後、理由等必要事項を記入の上、教務課へ提出すること。
診断書等その事由を証明する書類がある場合は、証明書類を添えること。

休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることができない。休学期間は修業年数（卒業のために在籍しなければならない期間）に算入しない。ただし、在学年数には算入する。

休学理由が解消し復学（休学期間満了によって、再び修学すること）を希望するときは、「復学願」を提出して許可を得ること。ただし、休学者は、学期の始めでなければ復学することができないため、3月中旬までに手続きを済ませること。

なお、休学が許可された場合は、学費等は次のとおり取り扱う。詳細については、会計課へ問い合わせること。

- ① 休学を許可された者の休学期間中の授業料その他所定の学費について
 - (1) 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
 - (2) 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
 - (3) 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。

- (4) 11 月 30 日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- ② 上記①により学費を徴収されなかった者からは学費を徴収されない学期ごとに、休学在籍料として 6 万円を徴収する。
- ③ 上記①により休学を願い出て休学を許可された者が既に当該学期分の学費を納めている場合、当該学期分の学費は返還する。
- ④ 上記①により休学を願い出て休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還しない。

以 上

各 学 年 修 得 す る 単 位 数

1 年次	※ 3 6 単位
2 年次	3 7 単位
3 年次	3 8 単位
4 年次	4 0 単位
5 年次	2 1 単位
6 年次	2 5 単位
合計	1 9 7 単位

※ 1 年次選択必修科目を 4 単位修得した場合。

【教育課程表】

1 全学共通教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自主創造の基礎	2	*					
日本を考える	2	*					

2 教養科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
歯科医学へのとびら	2	*					
世界を考える	2	*					
●ドイツ文学	2	●					
●美学	2	●					
●心理学	2	●					
●人類学	2	●					
●法学	2	●					
●科学哲学	2	●					
●スポーツの生理学・心理学	2	●					
●生命の文化誌	2	●					
●多様性文化論	2	●					
●データサイエンスの世界	2	●					

●：選択必修科目

3 外国語科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
英語1	3	*					
英語2	1		*				
英語3	1			*			
英語4	1				*		

4 保健体育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
保健体育	2	*					

5 準備教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
○物理学	4	*					
○生命科学	6	*					
数学	3	*					

6 専門科目

学則科目名	単位	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
医療行動科学領域							
医療行動科学 1	2	*					
医療行動科学 2	2		*				
医療行動科学 3	2			*			
医療行動科学 4	2				*		
基礎歯科医学領域							
○解剖学	7		*				
○歯の解剖学	2	*	*1				
○組織・発生学	6		*				
○生理学	5		*				
○生化学	4		*				
薬理学 1	1		*				
○薬理学 2	3			*			
○微生物・免疫学	4		*				
○病理学	2			*			
○口腔病理学	3			*			
○歯科材料学 1	3		*				
歯科材料学 2	1			*			
社会歯科医学領域							
衛生・公衆衛生学	1		*				
社会歯科学	1				*		
医療統計学	1		*				
○口腔衛生学	3			*			
臨床歯科医学領域							
○放射線学	4			*			
○歯科保存学 1	7			*			
○歯科保存学 2	6				*		
○歯科補綴学 1	10			*			
○歯科補綴学 2	4				*		
口腔顎顔面外科学	4				*		
○歯科麻酔学	2				*		
○小児歯科学	4				*		
○歯科矯正学	3				*		
障害者歯科学	1				*		
高齢者歯科学	1				*		
栄養学	1				*		
総合医学領域							
総合医学	5				*		
総合歯科医学講義領域							
歯科医学総合講義 1	2	*					
歯科医学総合講義 2	2		*				
歯科医学総合講義 3	2			*			
歯科医学総合講義 4	5				*		
歯科医学総合講義 5	6					*	
歯科医学総合講義 6	22						*
臨床実習領域							
臨床実習	15					*	
課題別臨床実習	3						*

*1 2年次編入学生のみ

○印は実習を含む学科目

令和7年度施行カリキュラム 松戸歯学部 履修系統図 (授業科目関連図:専門科目)

関連 DP	科目群の学修・教育目標	1年次 前学期 後学期	2年次 前学期 後学期	3年次 前学期 後学期	4年次 前学期 後学期	5年次 前学期 後学期	6年次 前学期 後学期
DP1 DP6 DP8	医療行動科学領域 医療行動科学1 → 医療行動科学2 → 医療行動科学3 → 医療行動科学4						
DP1 DP3 DP4 DP7	基礎歯科医学領域 歯の解剖学 → 解剖学、組織・発生学、生理学、生化学、微生物・免疫学 → 薬理学1 → 薬理学2 → 病理学 → 口腔病理学 → 歯科材料学1 → 歯科材料学2						
DP1 DP3 DP4 DP7	臨床歯科医学領域 歯科保存学1 → 歯科保存学2 歯科補綴学1 → 歯科補綴学2 放射線学 口腔顎顔面外科学 歯科麻酔学 小児歯科学 歯科矯正学 障害者歯科学 高齢者歯科学 栄養学						
DP1 DP3 DP5	社会歯科医学領域 衛生・公衆衛生学 → 口腔衛生学 → 社会歯科学 医療統計学						
DP1 DP8	総合歯科医学領域 総合歯学						
DP1 DP8	総合歯科医学領域 歯科医学総合講義1 → 歯科医学総合講義2 → 歯科医学総合講義3 → 歯科医学総合講義4 → 歯科医学総合講義5 → 歯科医学総合講義6						

令和7年度 松戸歯学部 科目ナンバリング表

科目区分	学則科目名	科目ナンバー	学年	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
全学共通教育科目 〔科目ナンバ - 100番台〕	自主創造の基礎	101	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	日本を考える	102	1	*	*	*	*	*	*	*	*
教養科目 〔科目ナンバ - 200番台〕	歯科医学へのとびら	201	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	世界を考える	202	1	*	*		*		*		
	ドイツ文学	203	1	*	*						
	美学	204	1	*							
	心理学	205	1	*							
	人類学	206	1	*							
	法学	207	1	*							
	科学哲学	208	1	*							
	スポーツの生理学・心理学	209	1	*							
	生命の文化誌	210	1	*							
	多様性文化論	211	1	*	*						
	データサイエンスの世界	212	1	*							
外国語科目 〔科目ナンバ - 300番台〕	英語 1	301	1	*	*	*	*		*		
	英語 2	302	2	*	*	*	*		*		
	英語 3	303	3	*	*	*	*		*		
	英語 4	304	4	*	*	*	*		*		
保健体育科目 〔科目ナンバ - 400番台〕	保健体育	401	1	*				*	*	*	
準備教育科目 〔科目ナンバ - 500番台〕	○物理学	501	1	*		*	*	*		*	
	○生命科学	502	1	*		*	*	*		*	
	数学	503	1	*		*	*	*		*	
専門科目 〔科目ナンバ - 600番台〕	医療行動科学領域										
	医療行動科学 1	601	1	*		*	*	*	*	*	*
	医療行動科学 2	602	2	*		*	*	*	*	*	*
	医療行動科学 3	603	3	*		*	*	*	*	*	*
	医療行動科学 4	604	4	*		*	*	*	*	*	*
	基礎歯科医学領域										
	○解剖学	605	2	*		*	*			*	
	○歯の解剖学	606	1	*		*	*			*	
	○歯の解剖学（編入学生）	606	2	*		*	*			*	
	○組織・発生学	607	2	*		*	*			*	
	○生理学	608	2	*		*	*			*	
	○生化学	609	2	*		*	*			*	
	薬理学 1	610	2	*		*	*			*	
	○薬理学 2	611	3	*		*	*			*	
	○微生物・免疫学	612	2	*		*	*			*	
	○病理学	613	3	*		*	*			*	
	○口腔病理学	614	3	*		*	*			*	
	○歯科材料学 1	615	2	*		*	*	*		*	
	歯科材料学 2	616	3	*		*	*	*		*	
	社会歯科医学領域										
	衛生・公衆衛生学	617	2	*	*	*	*	*		*	
	社会歯科学	618	4	*	*	*	*	*		*	
	医療統計学	619	2	*		*	*	*		*	
	○口腔衛生学	620	3	*		*	*	*		*	
	臨床歯科医学領域										
	○放射線学	621	3	*		*	*	*	*	*	
	○歯科保存学 1	622	3	*		*	*	*	*	*	
	○歯科保存学 2	623	4	*		*	*	*	*	*	
	○歯科補綴学 1	624	3	*		*	*	*	*	*	*
	○歯科補綴学 2	625	4	*		*	*	*	*	*	*
	口腔顎顔面外科学	626	4	*		*	*	*	*	*	
	○歯科麻酔学	627	4	*		*	*	*	*	*	
	○小児歯科学	628	4	*		*	*	*	*	*	*
	○歯科矯正学	629	4	*		*	*	*	*	*	*
	障害者歯科学	630	4	*		*	*	*	*	*	*
	高齢者歯科学	631	4	*		*	*	*	*	*	*
	栄養学	632	4	*		*	*	*	*	*	*
	総合医学領域										
	総合医学	633	4	*		*	*	*			
	総合歯科医学領域										
	歯科医学総合講義 1	634	1	*	*	*	*				*
	歯科医学総合講義 2	635	2	*	*	*	*				*
	歯科医学総合講義 3	636	3	*	*	*	*				*
	歯科医学総合講義 4	637	4	*	*	*	*				*
	歯科医学総合講義 5	638	5	*	*	*	*	*		*	*
	歯科医学総合講義 6	639	6	*	*	*	*	*		*	*
	臨床実習領域										
	臨床実習	640	5	*	*	*	*	*	*	*	*
	課題別臨床実習	641	6	*	*	*	*	*	*	*	*

学 生 生 活

- 1 学生心得一般
- 2 学生証について
- 3 学生支援室について
- 4 人権相談オフィスについて
- 5 保健室について
- 6 定期健康診断について
- 7 B型肝炎ワクチン接種について
- 8 インフルエンザ・新型コロナへの対応について
- 9 治療費の助成について
- 10 クラスオフィサーについて
- 11 厚生施設の利用について
- 12 課外活動について
- 13 奨学金制度について
- 14 通学定期乗車券の購入について
- 15 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について
- 16 自動車による通学について
- 17 駐輪登録について
- 18 学生用ロッカーについて
- 19 学生表彰について
- 20 海外渡航について
- 21 広報活動等における写真及び動画の撮影について
- 22 その他

学 生 生 活

1 学生心得一般

- ① 歯科医学は生命科学の一分野であり、その究極の目的は口腔の健康管理を通して全身の健康管理に寄与し、ひいては人類の健康と福祉に貢献することにあるという重大な責任を常に自覚し続けること。
- ② 歯科医学に携わるものとして、社会的責任の重大性と社会からの期待を十分認識して、不断の勉学に努めると共に医の倫理を理解し、豊かな人間性を養うよう努力し続けること。
- ③ 次に示す歯科医師法（抜粋）を熟読し、在学中に不注意又は不心得に基づく事故等を起こして歯科医師免許を受けられない身にならないよう日常生活に十分注意すること。

【歯科医師法（抜粋）】

第3条 未成年者には、免許を与えない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
 - 3 罰金以上の刑に処せられた者
 - 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者
- ④ 学則の厳守はもとより、歯科医学生として自覚の上、学内外を問わず服装及び言動等に留意し、本学部生としての体面と誇りを傷つけないように心掛けること。
 - ⑤ **学生証が無いと入構・入室できない場所があります。身分を明らかにするためにも、常に学生証を携帯していること。**

- ⑥ 年級バッチ（円形）は、白衣の左胸に正しく付けること。
- ⑦ **学生への伝達は、原則として掲示とメール配信をもって行うので、掲示板やメールの確認を怠らないこと。**
- ⑧ 清潔・整頓は医人の務めであり、品位と衛生上欠くことのできないものである。従って、付属病院内においてはもちろんのこと、本学部のすべての建物の内部においては、次の事項を厳守すること。
 - (1) 院内生は所定の上履靴を使用すること。
 - (2) 禁煙を心掛けること。なお、大学敷地内は、健康増進法の一部改正により全面

禁煙です。

(3) 清潔・整頓できない学生は、歯科医師となることに適さない者と認定され、懲戒の対象となることがある。

⑨ 本学部施設のすべてを大切に扱い、また、電気・ガス・水道等の浪費を努めて防止すること。過って学内施設を破損・故障を発見したときは、直ちに事務局に届け出ること。

⑩ 所持品には氏名等を記入し、各人が注意して管理すること。特に教室、図書館、学生ロッカー等に財布・貴重品を置いたままにしないこと。

なお、所持品を紛失したとき、又は他人の遺失物を発見したときは、直ちに学生課に届け出ること。

⑪ 講義あるいは実習中に、途中入室又は途中退室をするときには、担当教員の許可を求めること。

⑫ 会合又はその他の目的で学内の諸施設を使用するときには、学生課を経て、管理責任者の許可を得ること。

2 学生証について

① 学生証は、本学部学生であることの身分を証明するもので、常に所持していなければならない。紛失した場合は教務課で再交付を受けること。

② 学生証は、受験その他必要がある場合には提示しなければならない。

③ 学生証を勝手に改ざんしてはならない。住所・氏名等の変更がある場合は、学修支援システムにある学生情報を速やかに更新すること。（大学からの連絡・郵送物が届きません）

④ 学生証は、中途退学又は卒業の場合、直ちに返還しなければならない。

3 学生支援室について

学生が抱えているあらゆる問題をサポートする目的で学生支援室が設置されています。学業・生活（友人関係など）、心身の悩み、課外活動（クラブなど）その他すべての個人的悩みや、どんなささいな心配ごとにも応じています。

相談は専門のカウンセラーや相談員（インテーカー）の先生方が丁寧に対応するので、気軽に活用してください、相談内容の秘密は厳守します。

開室日時 月曜日～土曜日開室

（時間については、別途学生支援室前の掲示を参照すること）

※平日のうち，4日間は本部学生支援センターのカウンセラーが担当予定

場 所 50周年記念棟1階

電 話 047-360-9286

4 人権相談オフィスについて

人権侵害を受けたときは，日本大学人権侵害防止ガイドラインに基づいて，人権侵害の防止・解決にあたる相談窓口として，コンプライアンス事務局があります。

電 話 03-3221-2562

E-Mail jinken@nihon-u.ac.jp

5 保健室について

学生の健康管理の一助として保健室が設置されている。少しでも心身の不調を感じたときは相談してください。

開室日時 月～金曜日 9時～17時

隔週土曜日 9時～13時

場 所 50周年記念棟1階

電 話 047-360-9287

健康保険証 突然の病気や怪我により病院で治療する場合，保険証が必要になります。

家族と離れて生活する学生は，《遠隔地被保険者証》を常に所持してください。申請手続き等は加入先の健康保険組合に問い合わせること。

6 定期健康診断について

学校は学校保健安全法の定めるところにより，学生の健康管理のため，毎年度始めに定期健康診断を実施している。

定期健康診断は，教育の一環として実施されるものであり，病気の早期発見と予防のためのものでもあるから，学生は必ずこれを受診しなければならない。

正当な理由により指定日に受診できない者は，1週間前までに届け出ること。正当な理由なしに受診しなかった学生は，その年度の定期試験の受験資格が得られないこともあり，また，健康診断証明書の発行ができません。

7 B型肝炎ワクチン接種について

本学部では4年次生全員を対象に、B型肝炎感染予防のためのワクチン接種及びそれに伴う血液検査を実施しています。

B型肝炎ワクチン接種で抗体を獲得することは、血液に触れる機会が多くなる臨床実習での感染防御となります。また、検査結果一覧表を保健室で保管し、抗体価、予防接種実施の証明書作成時の資料となります。

8 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の対応について

【罹患した場合の対応について】

- ① 速やかに保健室または学生課に連絡し、他者への感染の危険がなくなるまで自宅療養とする。

保健室：TEL047-360-9287 学生課：TEL047-360-9214 （平日 9：00～17：00）

《出席停止期間について》

- ・インフルエンザ：発症日を0日とし5日目まで。かつ、解熱日を0日とし2日目まで
例) 1/1 発症→1/6 まで。ただし解熱日が 1/5 以降であった場合、出席停止期間延長となります。(1/5 解熱→1/7 まで延長。1/6 解熱→1/8 まで延長)

※解熱とは、解熱剤を使用せずに平熱に戻っている状態です。

- ・新型コロナウイルス感染症：発症日を0日とし5日目まで。かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

例) 1/1 発症→1/6 まで。ただし症状軽快したのが 1/6 以降であった場合、出席停止期間延長となります。(1/6 症状軽快→1/7 まで延長。1/7 症状軽快→1/8 まで延長)

※出席停止期間について質問等ある場合は、保健室に連絡をしてください。

- ② 授業の出欠については、以下の手続きをすることで欠席扱いとはしない。

- ・罹患判明時に保健室または学生課に連絡すること。
- ・罹患したことが分かる証明書類(診療明細書等)を登校再開時に保健室で確認してもらうこと。※抗原検査キットの画像も証明書類となるが、キットに検査日を記入し、学生証と一緒に撮影しているものに限る。
- ・保健室で確認した証明書類と欠席届を教務課に提出すること。

【感染が疑われる場合の対応について】

発熱（**37.5度以上**）等、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状

がある場合は無理に登校せず、速やかに医療機関を受診すること。

【学内で体調不良になった場合】

発熱など学内で体調不良になった場合、まずは必ず保健室に相談すること。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防のため、日頃から手洗い、咳エチケット（マスクの着用）、規則正しい生活と休養、バランスのよい食事を心がけること。

9 治療費の助成について

- ① 正課授業・課外活動等で負傷した場合は、「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」により治療費（健康保険適用後、自己負担分）の全額又は一部を給付する。負傷後は**1週間以内に、当該責任者が報告書を学生課に提出しなければならない。**
- ② 正課授業・課外活動以外で負傷または病気になった場合、日本大学校友会準会員（学生）が大学の指定病院で受診すると、「日本大学校友会診療費助成制度」によって健康保険が適用された保険診療負担額の一部について校友会から助成が受けられる。申請の際は、受診月ごとに学生課に申請書を提出すること。
- ③ 本学部附属病院で、学生が保険外診療の歯科治療を受けるときには割引制度がある。あらかじめ本学部附属病院管理課で「診療費割引申請書」によって手続きをすること。

10 クラスオフィサーについて

クラスオフィサーは、各年次クラスの世話役、まとめ役、連絡役などクラスの代表者である。

年度始めに、各年次のクラスオフィサー（世話役）を若干名選出する。また、互選によりチーフオフィサー1名、サブチーフオフィサー1名を選出し、大学が委嘱する。

ただし、1年次の場合は入学後短期間で選出が困難なため、学生担当がクラスオフィサーを選出し、大学が委嘱する。

なお、クラスオフィサーの委嘱には本人の同意を要する。

11 厚生施設の利用について

本学には研修所や厚生施設が2か所あります。利用を希望する者は、利用月の1か月前から申請できるので、利用日の10日前までに学生課で所定の手続きを済ませること。

名 称	所 在 地
軽 井 沢 研 修 所 八 海 山 セ ミ ナ ー ハ ウ ス	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1052-1 新潟県南魚沼市山口 1666

※ 学生課に日本大学厚生施設案内があります。

12 課外活動について

大学教育は専門的学術の教授と知性の練磨をその中心的機能とし、豊かな人間形成を図ることを目的としている。

学生生活の中で課外活動は、正課の教育課程と異なり、あくまでも学生が自主的に行う集団活動である。それは大学という共同社会において、グループ活動による実践的な経験を通じて社会生活上必要な自律性、協調性、指導力及び創造力などを体得する場として重要視されている。

また、近年大学教育の著しい普及と、学生意識の多様化などによって、学生と教職員との人間的な触れ合いの場がますます強く求められている。このような観点から、本学部は課外活動を教育の一環としてとらえ、助育しているものである。

学生諸君は、本学部の伝統と建学の精神を基に、秩序と責任ある課外活動を行うことを望むものである。

以下の行為を実施する場合は、大学の承認が必要である。

- ① 学生が学内で部外者を参会させた集会を行うとき。
- ② 学生が集会のため、学内の施設を使用するとき。
- ③ 学生が学部外の指導者又は講演者などを依頼するとき。
- ④ 学生が寄付金の募集をするとき。
- ⑤ 学生もしくはその団体が掲示（立看板を含む）又はパンフレットを配布するとき。
- ⑥ 学生が学内において、印刷物を刊行又は配布するとき。
- ⑦ クラブを結成するとき。
- ⑧ 現存するクラブが次年度も継続して活動を希望するとき。

上記各項における承認事項に変更があった場合は、改めて承認を受けなければならない。

学生もしくはその団体の行為が、本学部の秩序を乱すおそれがあるときは、協議の上、これを禁止又は解散させることがある。

13 奨学金制度について

【学内の制度】

① 日本大学特待生（給付）

学業成績優秀かつ品行方正な者に対し、毎年、大学が選考（公募ではない）の上、特待生として以下の2種のうち、いずれか一つの奨学金を給付する。

（1）甲種特待生 授業料1年分相当額の半額及び図書費

（2）乙種特待生 授業料1年分相当額の半額

② 日本大学松戸歯学部鈴木奨学金（給付）

故鈴木勝博士（第6代日本大学総長）が寄付した基金をもとに創設された奨学金で、学業・人物ともに優れた者に対して年額10万円、または経済的理由により学資の支弁が困難である者に対して年額24万円を給付する。

募集等の詳細は学生課掲示板に掲示する。

③ 日本大学松戸歯学部鈴木奨学金（貸与・有利子）

この奨学制度は、本学部独自に制定したもので、学費の支弁が困難になった5年次生以上の者に対して貸与するものである。詳細については学生課に問い合わせること。

④ 日本大学松戸歯学部大竹奨学金（給付）

大竹繁雄博士（第8代松戸歯学部長）が寄付した基金を主に運用して創設された奨学金で、学業・人物ともに優れている者、もしくは課外活動において顕著な成果を収め、学部等の発展に貢献したと認められる者に対して奨学金を給付する。

募集等の詳細は学生課掲示板に掲示する。

【学外の制度】

① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

貸与型・給付型奨学金の募集は、毎年度4月に行っている。

【貸与型奨学金】

第一種奨学金（無利子）、優れた成績であり、経済的理由により修学の困難な学生が対象の貸与奨学金と、第二種奨学金（有利子）、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された学生が対象の貸与奨学金の2種類がある。

第一種奨学金の貸与月額については、自宅通学者は2万円、3万円、4万円、5万4千円の4種類、自宅外通学者は2万円、3万円、4万円、5万円、6万4千円の5種類から選択できる。

第二種奨学金の貸与月額は2万円、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、10万円、11万円、12万円の11種類から選択でき、12万円を選択した場合に限り4万円の増額ができる。

【給付型奨学金】

世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せずしっかりと「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができる。なお、対象者になるかは下記のシミュレーターで確認することができる。

○日本学生支援機構進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



② 高等教育の修学支援制度

上記①【給付型奨学金】の対象となれば申請でき、授業料・入学金の減免が受けられる。詳しくは、下記の文部科学省特設HPで確認ができる。

○文部科学省特設HP

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



多子世帯支援について

令和7年度から多子世帯（生計維持者が扶養する子供の数が3人以上である世帯）の要件を満たしている場合、授業料は年間70万円、入学金は26万円の支援を受けることができる。ただし機構がマイナンバーで取得した税情報、適用期間に該当するものが対象になる。



詳細はこちらのQRコードから確認してください。

家計支持者（父母、又はこれに代わって家計を支えている者）の失業、破産、事故、病気もしくは死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合、随時応募できる。

③ 民間企業の教育ローン

本学部では民間企業数社と提携し、教育ローンを紹介している。

詳細については学生課に確認すること。

14 通学定期乗車券の購入について

通学定期乗車券を購入する際には、購入窓口で学生証を提示すること。

ただし、以下の要件を満たさなければならない。

- ① 学生証裏面に**大学指定のシール**が正しく貼付されており、「学生番号」「氏名」「現住所」「通学区間」が正しく記載されていること。
- ② 経路確認の印鑑が押印されていること。

※ 住所又は通学区間変更があった場合、速やかに学生課に届け出ること。

通学定期乗車券は、「自宅最寄駅」から「大学最寄駅」の最も経済的な経路による区間に限り購入できる。なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等の卒業に必要な単位修得以外の目的の場合は、通学定期乗車券を購入できない。

15 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

学割証とは、東日本旅客鉄道株式会社等、JR各社が指定した学校の学生・生徒が、JR各社の営業キロで101キロメートル以上の区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度である。（他の鉄道会社等については各社の営業規則によるので、乗車券購入の前に各社の窓口で確認すること）

【交付・使用上の注意】

- ① 申込用紙に必要事項を記入の上、必要日の2日前までに学生課に申し込むこと。
なお、交付を受けるときは学生証を提示すること。
- ② 校印、割印等の押印もれ、記入もれ、誤記入の有無を確かめ、もし、不備があれば直ちに学生課に申し出ること。
- ③ 学割証の使用は本人に限り、他人への譲渡は絶対にしてはならない。
- ④ 学生証は常に携帯し、鉄道関係係員の請求があったときは提示すること。
- ⑤ 学割証の裏面にある注意事項を熟読しておくこと。

※ 有効期限は、発行日から3か月であるが、当年度内の有効期限とする。

その他、教職員の引率を含み8人以上で旅行等をする場合、団体割引が適用できる。
申込書はJRの各駅又は旅行会社にある。

16 自動車による通学について

学生の自動車による通学は禁止されている。大学周辺の道路上に違法駐車あるいは迷惑駐車をした者は、日本大学学則第76条に則り懲戒の対象とする。

正課授業・課外活動等において学外へ移動する場合には、必ず公共交通機関を利用すること。

17 駐輪登録について

自転車・バイクによる通学者は、毎年4月に「駐輪登録願」を学生課に提出し、登録証の交付を受けること。登録証のない自転車・バイクは学内の駐輪場に駐輪できない。また、登録していない自転車・バイクは放置されたものとみなし、処分することがある。

なお、自転車も軽車両に当たるので、決して飲酒運転しないこと。

18 学生用ロッカーについて

本学部では教材及び私物等保管のため、学生にロッカーを貸し出している。使用の際は、必ず施錠して貴重品等は身に付けて行動すること。**常に整理整頓を心がけ、清掃等で処分されたり、紛失にも繋がるので、ロッカーの外に私物を放置しない。**

以下の行為をした場合は、ロッカー貸出禁止とする。

- ① 鍵をかけない
- ② **破損・汚損**
- ③ 指定ロッカー以外の無断使用

19 学生表彰について

表彰の種類は、学長賞、優等賞・優秀賞、奨励賞、部科校長賞があり、学長賞、優等賞・優秀賞及び奨励賞は日本大学学長名で授与される。

表彰部門は以下のとおりである。

- ① 学業部門
- ② 学術・文化部門
- ③ 体育部門
- ④ 善行部門
- ⑤ その他

また、本学部では、部科校長賞の種類を学部長賞、優秀賞、奨励賞とし、学部長名で授与する。表彰部門は以下のとおりである。

- ① 学術・文化部門
- ② スポーツ部門

③ 功労部門

④ 善行部門

表彰は、賞状の授与並びに記念品の贈呈をもって行われる。

表彰候補者は、当該学生の所属クラブの部長，もしくは学生生活委員長が推薦する。

推薦された候補者について、学生生活委員会が審議し、教授会の議を経て学部長が決定する。

20 海外渡航について

昨今の海外情勢を踏まえ、文部科学省から学生等の安全確保に細心の注意を払うよう要請されている。海外への渡航を計画する際には、行き先・予定等を十分検討すること。

渡航前には必ず、報道及び「外務省海外安全ホームページ」等で最新の情報を収集し、渡航先及び渡航経路周辺に関する危険地域を事前に調べ、危険情報が発出されている地域には立ち入らないことはもちろん、それ以外の地域においても危機意識をもって行動するよう心がけること。

また、**渡航に際しては、外務省が実施している海外旅行登録「たびレジ」への登録をする**と、渡航前や渡航期間中に、渡航者自身や家族に対して、在外公館等からの緊急一斉連絡メールなどの配信を受けることができる。

○外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>



○外務省渡航登録サービス <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>



21 広報活動等における写真及び動画の撮影について

本学部では、授業、学部行事、課外活動など学生生活の風景を写真や動画で撮影を行い、大学案内や広報誌、大学ホームページなどに掲載して広報活動の充実に努めています。学生個人を撮影する際には、当人に趣旨を説明し、同意を得てから掲載しますが、授業風景や学部行事など一画面に多数の者が撮影されている場合は、個別に同意を得ることが難しいため、風景画と見なし大学の判断で使用させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

22 その他

① 闇バイトに気をつけよう

- (1) SNS で「高額報酬」「ホワイト案件」等と投稿し、応募した人にアプリで連絡して強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が多数発生しています。
- (2) 大金をもらえると「ウソ」をつかれて身分証等の個人情報を送付して、後日脅されて凶悪な犯罪に加わる状況となります。
- (3) このような犯罪に加われば、逮捕されて処罰されてしまいます。「危ない」と思ったら、最寄り機関に相談すること。

② 違法薬物に気をつけよう

- (1) 覚せい剤をはじめとする薬物の乱用は、乱用者本人の精神や身体の健康を害し、薬物に起因する犯罪など、社会全体に悪影響を及ぼします。
- (2) 薬物の危険はすぐ近くに潜んでいます。違法ドラッグは「買わない」、「使わない」、「かわらない」。
- (3) 薬物について困ったことがあったら、最寄り機関に相談すること。

③ 悪徳商法に気をつけよう。

(1) キャッチセールス

『無料商品を試してみよう』と街中で声をかけられることで、主に女性をターゲットにした契約トラブルが多い。

(2) アポイントメントセールス

『あなたは当選しました』と突然電話で誘われ、高額商品を買わされる。

(3) マルチ（連鎖販売取引）商法

『いい仕事の話がある』と誘われて、説明会に行ったら強引に入会させられる。

(4) 架空請求

情報サイトから『請求メール』が届き、身に覚えのない請求額を振り込まれる。

【クーリングオフ制度について】

一定の期間内であれば、違約金などの請求・説明要求を受けることなく、一方的な意思表示のみで、申込みの撤回や契約の解除ができる。クーリングオフができる期間は、キャッチセールス・アポイントメントセールスなどの訪問販売・電話勧誘販売は8日間、マルチ商法については20日間である。

④ 違法な宗教活動（破壊的カルトの組織的行為）に気をつけよう。

『サークル活動・ゴスペルに参加しないか』などと誘われる。大学生などの若者が狙われ、マインドコントロールされると、簡単に抜け出せなくなる。

⑤ ソーシャルメディアは、危険性を十分認識した上で利用しよう。

ソーシャルメディアとは、Facebook、ツイッター、インスタグラム及びLINE等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やブログ、YoutubeやTiktok等の動画

共有サービスなど、利用者が自ら情報を発信し形成していくメディアのことを指す。
利用する場合は以下の点に注意すること。

(1) 不用意な投稿・画像の掲載は厳禁

インターネット上では、掲載した内容が一瞬で全世界に拡散される。個人情報はもちろんのこと、他人や組織等の誹謗中傷、公序良俗に反する投稿や画像の掲載は、絶対にしてはいけない。

また、違法行為が疑われるような画像は掲載しないこと。

(2) 著作権侵害に注意

写真・イラスト・音楽・記事等著作物について、権利者の許諾を得ない掲載は、著作権侵害となる場合がある。また、人には肖像権等があるため、掲載する場合には、当事者の許諾が必要となる。

【主な相談先】	【電話番号】
消費者ホットライン	1 8 8 (いやや!)
千葉県松戸警察署	0 4 7 - 3 6 9 - 0 1 1 0
警視庁総合相談センター	0 3 - 3 5 0 1 - 0 1 1 0 (または# 9 1 1 0)
松戸市消費生活センター	0 4 7 - 3 6 5 - 6 5 6 5
千葉県消費者センター	0 4 7 - 4 3 4 - 0 9 9 9
東京都消費生活総合センター	0 3 - 3 2 3 5 - 1 1 5 5
災害時の主な連絡手段	NTT東日本の災害対策・災害用伝言ダイヤル 1 7 1
	災害用ブロードバンド伝言板 WEB 1 7 1

日 本 大 学 図 書 館
松 戸 歯 学 部 分 館 利 用 案 内

図 書 館

開館時間

平 日 9：00～21：00（貸出・返却は20：30まで）

土曜日 9：00～18：00（貸出・返却は17：30まで）

休 館 日

日曜日、祝日及び本大学の創立記念日（10月4日）

夏季及び冬季休業期間の一定期間。

（開館時間の変更、臨時休館等については、その都度掲示等で周知する。）

館 内

館内での飲食は禁止。（キャップ付容器入り飲料は可）

貸 出

学生証を提示して貸出が受けられる。貸出冊数は5冊まで、期間は2週間以内とする。

複 写

硬貨を用いて、セルフサービスで行うことができる。

サイズはA3、A4 各1枚10円

ただし、カラーコピーは1枚50円

購入希望図書

購入を希望する図書がある場合は、「希望図書購入要望書」に記入して、カウンターに提出すること。ただし、購入の可否については審査がある。

インターネットによる文献検索

文献情報検索サービスを実施している。また、電子ジャーナルの閲覧も提供している。

OPAC用端末による所蔵資料検索

当館で所蔵する図書及び学術雑誌を検索することができる。

諸 規 程

クラブハウス使用規則

日本大学歯科体育施設使用に関する要項

体育施設 優先使用について

日本大学歯科体育施設（テニスコート）使用心得

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

ク ラ ブ ハ ウ ス 使 用 規 則

(昭和59年4月5日改正)

第1条（趣旨） この規則は、日本大学松戸歯学部クラブハウス（以下ハウスという）の使用について必要な事項を定め、その機能の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2条（性格） ハウスは日本大学松戸歯学部の学生の課外における活動を中心として、自主的に規律された集団生活を体験し、これを通じて人間形成に資するための課外教育施設とする。

第3条（運営委員会） ハウスの管理運営に関する基本方針を審議決定して、円滑な運営を図るために日本大学松戸歯学部クラブハウス運営委員会（以下委員会という）を置く。ただし、委員会は学生生活委員会をもってこれに当てる。

第4条（施設内容） ハウスの施設を部室（公認されているクラブが単独又は共同して使用するもの）、ロッカー室、器具保管室、及び付帯施設とする。ただし、これらのうち必要を認めない室はこの限りでない。

第5条（施設使用願） ハウスの施設の使用を希望するクラブは、所定の願書に必要事項を記入の上、学部長に願い出るものとする。

第6条（施設使用クラブの選考） ハウスの施設使用を指定、クラブの選考は委員会がこれを行う。

第7条（施設使用許可） ハウスの施設の使用の指定・許可は前条の結果に基づいて学部長がこれを行う。

第8条（施設使用手続） 使用の指定、許可を受けたクラブは指定された期限内に学部長に誓約書を提出して入室を完了しなければならない。

第9条（施設使用期間） 使用の指定、許可を受けたクラブがハウスの施設を使用する期間は1カ年間とする。

2 使用の指定、許可を受けたクラブが所定の期限内に前条の手続きを完了しないとき、又は使用の許可を願い出るにあたり虚偽の行為があったことが判明した場合には、指定、許可を取り消すことがある。

第10条（施設使用時間） ハウスの施設の使用時間は原則として午前7時から午後8時30分までとする。ただし、特別の場合を除き、休日や休暇中の使用は午前9時から午後5時までとする。

第11条（器具の禁止） ハウス内では原則として電熱、暖房器その他火気を伴う器具の使用を禁止する。

第12条（施設の保全） ハウスの施設を使用する者は、施設保全のため下記の事項を守らなければならない。

- ① 施設を届け出以外の目的に使用してはならない。
- ② 施設内に宿泊してはならない。
- ③ 部屋を転貸又は譲渡してはならない。
- ④ 許可なくして施設の造作を変更してはならない。
- ⑤ 許可なくしてハウスの内外に掲示、貼紙等をしてはならない。
- ⑥ 共同の施設は常に良好な状態に保つよう、連帯して保全し、清潔・整とんに留意しなければならない。
- ⑦ 施設、備品を滅失、き損した場合は速やかに学部長に届け出て、その実費を弁償しなければならない。
- ⑧ 防火、防災、保健衛生、その他施設の管理運営に必要な指示に従い、積極的に協力しなければならない。

第13条（使用許可の取消） 施設使用クラブが次の各項の1に該当するときは学部長は委員会の議を経て使用許可を取り消し、使用を禁ずるものとする。

- ① 施設を届け出以外の目的に使用したとき。
- ② 風紀を乱す行為があったとき。
- ③ 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。
- ④ 第12条に定める施設保全の義務に違反したとき。
- ⑤ 使用許可の期限を越えたとき。
- ⑥ 第1条に違反すると認められたとき。
- ⑦ その他ハウスの管理運営上、著しく支障をきたす行為のあったとき。

附 則

- 1) 本規則は、昭和49年11月6日から施行する。
- 2) 教室、予備室等を常時クラブ活動に使用することをハウス施設使用開始と共に禁止する。

日本大学歯科体育施設使用に関する要項

平成7年1月12日制定

平成7年4月 1日施行

第1条 この要項は、日本大学歯科体育施設使用内規の運用等について定める。

第2条 使用時間は原則として午前8時30分から日没までとし、夜間照明設備のあるものについては午後8時30分までとする。ただし、日本大学松戸歯学部
の休業日及び休暇期間中は午前9時から午後5時までとする。

第3条 使用手続きは、次のとおりとする。

- ① 正課体育以外で施設や器具等を使用するときは、別に定める所定の申込書により使用許可願を学生課を経て管理者あてに提出すること。
- ② 使用許可願の提出は、使用予定日の3カ月前から使用日前3日までの間にすること。
- ③ 使用を許可されたときは、使用許可証を受けとること。
- ④ 係員の求めがあった場合には使用許可証を提示すること。

第4条 使用上の遵守事項は、次のとおりとする。

- ① 使用許可証に記載された使用時間は、会場の準備、後始末に要する時間を含む。
- ② 使用時間を厳守すること。
- ③ 使用の目的・内容・時間等を変更するときは、改めて許可を受けること。
- ④ 使用に当たってはそれぞれの運動に適した服装をすること。
- ⑤ 施設及び器具等は、大切に使用すること。
- ⑥ 照明装置及び拡声装置の設備を有する体育施設を使用する際は、係員の指示に従うこと。
- ⑦ 施設内に設備された以外の器具物品を設置するときは、許可を受け係員の指示に従うこと。
- ⑧ 掲示は、許可を受けて指定の場所にすること。
- ⑨ 競技場及び練習場内の飲食及び喫煙を厳禁する。
- ⑩ 体育館については、土足を厳禁する。
- ⑪ 使用に当たっては、清潔維持に努め、施設内の汚損を厳禁する。

第5条 使用許可の取消し及び使用の中止は、次のとおりとする。

- ① 大学においてやむを得ぬ事情が生じたとき。
- ② 使用内規に反したとき。
- ③ 係員の指示に従わなかったとき。

第6条 施設を破損するおそれのある場合には使用を許可しない。

第7条 施設及び器具等を破損若しくは紛失したときは、原則として使用者においてその損害を弁償しなければならない。

第8条 その他、体育施設の使用に関してこの要項にない事項については、日本大学歯科体育施設運営委員会に諮って処理する。

附 則

- 1. この要項は平成7年4月1日から施行する。
- 2. 昭和48年1月22日制定の日本大学歯科体育館使用規程施行細則及び昭和49年10月1日制定の日本大学歯科体育施設使用規程施行細則はこれを廃止する。

日本大学歯科体育施設使用に関する要項

平成7年1月12日制定

平成7年4月 1日施行

第1条 この要項は、日本大学歯科体育施設使用内規の運用等について定める。

第2条 使用時間は原則として午前8時30分から日没までとし、夜間照明設備のあるものについては午後8時30分までとする。ただし、日本大学松戸歯学部の日休業日及び休暇期間中は午前9時から午後5時までとする。

第3条 使用手続きは、次のとおりとする。

- ① 正課体育以外で施設や器具等を使用するときは、別に定める所定の申込書により使用許可願を学生課を経て管理者あてに提出すること。
- ② 使用許可願の提出は、使用予定日の3カ月前から使用日前3日までの間に行うこと。
- ③ 使用を許可されたときは、使用許可証を受けとること。
- ④ 係員の求めがあった場合には使用許可証を提示すること。

第4条 使用上の遵守事項は、次のとおりとする。

- ① 使用許可証に記載された使用時間は、会場の準備、後始末に要する時間を含む。
- ② 使用時間を厳守すること。
- ③ 使用の目的・内容・時間等を変更するときは、改めて許可を受けること。
- ④ 使用に当たってはそれぞれの運動に適した服装をすること。
- ⑤ 施設及び器具等は、大切に使用すること。
- ⑥ 照明装置及び拡声装置の設備を有する体育施設を使用する際は、係員の指示に従うこと。
- ⑦ 施設内に設備された以外の器具物品を設置するときは、許可を受け係員の指示に従うこと。
- ⑧ 掲示は、許可を受けて指定の場所に行うこと。
- ⑨ 競技場及び練習場内の飲食及び喫煙を厳禁する。
- ⑩ 体育館については、土足を厳禁する。
- ⑪ 使用に当たっては、清潔維持に努め、施設内の汚損を厳禁する。

第5条 使用許可の取消し及び使用の中止は、次のとおりとする。

- ① 大学においてやむを得ぬ事情が生じたとき。
- ② 使用内規に反したとき。
- ③ 係員の指示に従わなかったとき。

第6条 施設を破損するおそれのある場合には使用を許可しない。

第7条 施設及び器具等を破損若しくは紛失したときは、原則として使用者においてその損害を弁償しなければならない。

第8条 その他、体育施設の使用に関してこの要項にない事項については、日本大学歯科体育施設運営委員会に諮って処理する。

附 則

- 1. この要項は平成7年4月1日から施行する。
- 2. 昭和48年1月22日制定の日本大学歯科体育館使用規程施行細則及び昭和49年10月1日制定の日本大学歯科体育施設使用規程施行細則はこれを廃止する。

体育施設の優先使用について

- ① 毎月 15 日までに、次月の体育施設使用許可願を学生課へ提出すること。
- ② 毎月 20 日までに次月のシフト表を作成するので、必ず確認すること。
- ③ 優先使用日は下記のとおりです。本学部の使用日であれば、歯学部と希望が重複しても優先的に割り当てますが、歯学部の使用日に希望を出しても、20 日までに希望があれば使用できません。
- ④ 20 日以降は、空きがあれば優先使用日に関わらず申込みできます。(先着順)
- ⑤ 体育施設の使用状況は、WebClass または学生課で確認できます。

	体育館 (2 面)	テニスコート (1 面)	グラウンド (3 面)
月	松戸歯学部	松戸歯学部	歯学部
火	松戸歯学部	松戸歯学部	松戸歯学部
水	歯学部	歯学部	歯学部
木	松戸歯学部	松戸歯学部	松戸歯学部
金	歯学部	歯学部	歯学部
土	9～15 時 松戸歯学部 15 時～ 歯学部	奇数土曜日 歯学部 偶数土曜日 松戸歯学部	通常土曜日 9～15 時 松戸歯学部 15 時～ 歯学部 第 2 土曜日 9～15 時 歯学部 15 時～ 松戸歯学部
日	奇数日曜日 歯学部 偶数日曜日 松戸歯学部	奇数日曜日 歯学部 偶数日曜日 松戸歯学部	奇数日曜日 歯学部 偶数日曜日 松戸歯学部

日本大学歯科体育施設（テニスコート）使用心得

平成26年10月1日施行

日本大学歯科体育施設テニスコート（以下、テニスコート）を使用する者は、下記事項を順守しなければならない。守れない場合は、テニスコート使用を禁止とする。

記

- 1 テニスコートを使用できる者は、本大学歯学部及び松戸歯学部に所属する教職員及び学生とする。
- 2 使用時間は、午前8時30分から日没までとする。
- 3 テニスコート使用希望者は、事前に学生課で予約をしなければならない。予約無しでの使用は認めない。
- 4 鍵の貸出しは、管理室にて学生証と引き換えで行う。使用後は必ず戸締りを行うこと。
- 5 テニスコート内の秩序を重んじ、他人に迷惑を及ぼす、又は危険を及ぼすような行為はしないこと。
- 6 テニスコート内での喫煙及び飲食は原則禁止とするが、水分補給はかまわない。ゴミは持ち帰ること。
- 7 使用後は、必ずテニスコートの整備をし、用具の後片付け及び整頓を行うこと。特に砂が飛散しないよう、水撒きを必ず行うこと。周辺の美化にも努めること。
- 8 ボールがネットを越え、近隣住居等に落下した時は、主将及び数名の部員で直ちに謝罪に出向き、ボールは回収すること。また、クラブ部長及び学生課に速やかに報告すること。
- 9 大会等を実施する場合は、事前に近隣住民へ周知しておくこと。
- 10 その他不測の事態が発生した場合は、自分達だけで判断せず、クラブ部長及び学生課の判断を仰ぐこと。

以 上

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

平成4年11月20日制定	平成25年3月8日改正
平成5年4月1日施行	平成25年4月1日施行
平成19年6月1日改正	平成28年3月4日改正
平成19年4月1日施行	平成28年4月1日施行
平成22年3月5日改正	平成30年11月2日改正
平成22年4月1日施行	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第2章 委員会

(学生傷害事故等給付金委員会)

第11条 この規程に基づく給付の可否及びその運用等について審議するため、本大学に学生傷害事故等給付金委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は、理事長及び学長の指名により大学が委嘱する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第14条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(学生傷害事故等調査委員会)

第15条 学部等に、学生傷害事故等調査委員会（以下「学部委員会」という）を置く。

2 学部委員会は、委員会から委任された当該学部等の学生の事故に関する調査を行い、学部長並び

に理事長及び学長に報告する。

(学部委員会の構成及び任期)

第16条 学部委員会の委員長は、学生担当とする。

2 学部委員会委員は、学生生活委員会委員及び学務委員会委員のうちから学部長が委嘱する。

3 学部委員会委員長及び委員の任期は第13条第1項に準ずる。

(学部委員会の招集)

第17条 学部委員会は、学部委員会委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

① 正課教育中の場合は担当教員

② 行事实施中の場合は当該責任者

③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者

④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者

⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

① 領収書又はそれに代わる証明書

② 診断書(大学が必要と認めたとき)

③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 そ の 他

(所 管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事实施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月 2 日から施行する。
- 2 昭和55年 2 月 1 日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

諸 手 続

- 1 願書
- 2 届書
- 3 各種証明書等の手数料
- 4 忌引届の取扱い
- 5 学生の「公用欠席」の取扱い

諸 手 続

1 願 書

種 別	願書備付け場所及び提出先
定期試験欠席理由書	教 務 課
追試験受験願	
再試験受験願	
選択科目履修願	
仮受験票発行願	
休学願	
復学願	
退学願	
証明書交付願（在学，卒業，卒業見込，成績）	
学生証再交付願	
教室使用願	学 生 課
部外者の入構許可願	
厚生施設使用願	
学割証交付願	
校友会準会員診療費助成申請書	
日本大学歯科体育施設使用申込書	
会議室等施設使用申込書	
駐輪登録願	

2 届 書

種 別	届書備付け場所及び提出先
選択科目登録抹消届	教 務 課
欠席届	
改姓届	学 生 課
忌引届	
公欠届	
住所変更届	
保証人変更届	
傷害事故報告書	
報告書（紛失・盗難）	
クラブ結成届・継続届	
行事届	
大会成績報告書	
入部届・退部届	

3 各種証明書等の手数料

種 類	手数料	備考
在学証明書	1 0 0 円	教 務 課 (交付は原則として受付の 2 日後とする)
成績証明書	2 0 0 円	
卒業証明書	2 0 0 円	
卒業見込証明書	1 0 0 円	
学生証再交付願	1, 0 0 0 円	
再試験受験手数料	1, 0 0 0 円	
共用試験再試験受験手数料	3 8, 0 0 0 円	(共用試験実施機構の定める金額)
健康診断証明書	1 0 0 円	学 生 課

4 忌引届の取扱い

- ① 忌引きについては、所定の用紙に必要事項を記入して、学生課に届け出ること。
受理された忌引届に記載された期間の授業科目は、欠席として取扱わない。
- ② 忌引届は本人・保証人連署とする。
- ③ 忌引の日数

(1) 本人の父母	(1 親等) ……………	7 日間
(2) 本人の祖父母, 兄弟姉妹	(2 親等) ……………	5 日間
(3) 本人の伯・叔父, 伯・叔母	(3 親等) ……………	3 日間

日数は死去日から起算する。また、現地が遠距離の場合、往復に要する日数を加算することができる。

5 学生の「公用欠席」の取扱い

- ① 次の各号について公用欠席とする。
 - (1) 日本大学体育大会への参加
 - (2) 全日本歯科学学生総合体育大会への参加
 - (3) 学部が特に必要と認めた場合
- ② 学生の公用欠席の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 公用欠席の取扱いを申請する者は、あらかじめ所定の用紙に必要事項を記入して、学生課に届け出なければならない。公用欠席が受理された授業科目については、欠席として扱わない。
 - (2) 公用欠席は、公用欠席に対する特別補講を免除するものではない。

そ の 他

日本大学松戸歯学部同窓会会則

日本大学松戸歯学部同窓会 会則

第1章 総 則

第1条（名称・事務所）

本会は、日本大学松戸歯学部同窓会と称し、事務所を千葉県松戸市栄町西 2-870-1 日本大学松戸歯学部内に置く。

第2条（目 的）

本会は、歯科界並びに母校の発展に寄与し、併せて歯科医学の向上をめざし会員相互の向上及び親睦を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）情報の共有及び発信（IT 化）
- （2）学術講演会の開催
- （3）会員の研究助成並びに表彰
- （4）慶弔に関する事項
- （5）その他目的達成に必要な事項

第4条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

第5条（会 員）

本会は、次の会員で組織する。

- （1）1．正 会 員 日本大学松戸歯学部卒業生
2．終身会員 45 年間本会会費を完納した正会員は、次年度から終身会員として待遇する資格のある者とする。会長は、終身会員に該当する会員について理事会において承認し、これを終身会員とする。終身会員は、敬意を表するため表彰し、年会費を免除する。
- （2）準 会 員 日本大学松戸歯学部在学学生
- （3）名誉会員 本会会員で本学又は本会に功績があり、理事会の議を経て会長が総会に推挙する者
- （4）特別会員 正会員以外の日本大学松戸歯学部の現旧教授
- （5）賛助会員 本会の趣旨に賛同し本会の事業を援助しようとする個人、法人又は団体

第6条（支部所属の義務）

前項（1）1．正会員は、原則として住所又は就業地の所在する都道府県の支部あるいは日本大学松戸歯学部支部に所属しなければならない。

第7条（会員名簿）

- （1）本会は、会員名簿を作成し、会員の卒業年、氏名、住所、会員資格の種類等の事項を記載する。

- (2) 会員は、前項の事項のうち、卒業年及び氏名以外の事項を記載しないと申請することができる。
- (3) 前項の申請は、支部長を通じて書面をもって行う。

第8条（会員の権利）

- (1) 会員は、本会の主催する事業に参加し、本会の発行する機関誌及び印刷物の領布を受けること、もしくは購入することができる。
- (2) 会員は、総会に出席することができる。
- (3) 正会員は、総会において1人1個の議決権を有する。

第9条（議決権の代理行使）

- (1) 正会員は、総会において他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- (2) 議決権を代理行使するには、総会前日の正午までに、会長の定める代理権を証する書面を提出しなければならない。この場合、受任者を指定しないものについては、会長に代理人の選任を委任したものとみなす。

第10条（会員の義務）

- (1) 各種会員は、第11条に定める会費を本会に納入しなければならない。
- (2) 会費は、支部長を通じて納入する。但し、本部が管理している会員に限り、本部に直接納入する。
- (3) 会員は、本会の目的達成のために協力しなければならない。

第11条（会 費）

- (1) 正会員の会費は、1ヶ年12,000円とし、毎年7月末日までに支部長を経て納入する。
- (2) 準会員の会費は、日本大学校友会準会員会費に係る還付金をもってこれに充てる。
- (3) 名誉会員、特別会員及び終身会員の会費は、これに賦課しない。
- (4) 賛助会員の会費は、1ヶ年30,000円以上とする。
- (5) 正会員として1年以上経過した者で、次の各号の何れかに該当するときは、原則として支部長を通じて毎年度会費減免申請書を提出し、理事会の承認を得て会費減免措置を受けることができる。
 - 1. 夫婦又は生計を同一とする複数が正会員である者は、会誌、名簿等の発送物を一部に削減することにより、主たる者以外の年会費4,000円を減免
 - 2. 病気療養等で所得が得られないなど、理事会に書面で申請し、特に必要と認められた者は、会費の一部もしくは全額を減免

第12条（会員の資格喪失）

会員は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 除名

第13条（除 名）

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3／4以上の議決を得て、その会員を除名することができる。
 - 1. 本会の会則に違反したとき
 - 2. 本会の名誉を毀損又は目的に反する行為をしたとき

3. その他除名すべき正当な事由があるとき

- (2) 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

第14条（役員の種類及び定員）

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事 若干名（専務理事、常任理事、特任理事を置くことができる）
- (5) 監事 2名

第15条（役員の選出）

- (1) 名誉会長には、学部長を推す。
- (2) 会長は、選挙規則に従い正会員の中から選出する。
- (3) 副会長、理事（専務理事、常任理事、特任理事を含む）は、総会の同意を得て、正会員の中から会長が委嘱する。
- (4) 特任理事は、各支部連合会会長がこれにあたる。
- (5) 監事は、選挙規則に従い正会員の中から選出する。
- (6) 役員は、本会会費を完納した者とする。

第16条（役員の職務）

- (1) 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
- (2) 会長は、総会、理事会、評議員会を招集する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- (4) 理事は、理事会の決定により会務を分掌し、執行する。
- (5) 常任理事、特任理事は、専門的事項の会務について会長を補佐する。
- (6) 専務理事は、会長の旨を受けて、会務を管理する。
- (7) 会長、副会長とも事故あるときは、理事会の責任においてその職務を代行し、ともに欠員のときはその職務を行う。
- (8) 監事は、本会の業務と会計を監査する。

第17条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は3年とし（4月1日から3年後の3月31日までとする）、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、第15条によって補充し、任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期中の退任又は任期が満了したとき、それぞれの後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第18条（退任）

役員が任期中に退任しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第 19 条（顧 問）

- （１） 本会に顧問を置くことができる。
- （２） 顧問は、理事会の審議を経て会長が委嘱し、任期は委嘱した会長と同じとする。
- （３） 顧問は、本会の会議において、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 20 条（相談役）

- （１） 本会に相談役を置くことができる。
- （２） 相談役は、理事会の審議を経て会長が委嘱し、任期は委嘱した会長と同じとする。
- （３） 相談役は、本会の会議において、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 21 条（委員会）

- （１） 本会は、専門の事項に関し、理事会を補佐するための委員会を設置することができる。
- （２） 委員長 1 名は、正会員の中から理事会の審議を経て、委員は、委員長の推薦によって会長が委嘱する。
- （３） 委員長及び委員は、本会会費を完納した者とする。

第 22 条（評議員）

- （１） 本会に評議員及び予備評議員を置く。
- （２） 評議員は、支部毎に正、予備、各 1 名ずつ選出する。
- （３） 評議員及び予備評議員の任期は、役員に準ずる。
- （４） 評議員及び予備評議員は、本会会費を完納した者とする。

第 4 章 会 議

第 23 条（会議の種類）

本会の会議は、総会、評議員会、理事会、常任理事会、支部長会、クラス代表者会及び委員会とする。

第 24 条（総 会）

- （１） 総会は、本会の最高議決機関とし、定時総会と臨時総会とに分ける。
- （２） 定時総会は、毎事業年度終了後、諸般の事情を考慮して可及的速やかに開催する。
- （３） 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - １．会長が必要と認めたとき
 - ２．監事全員が必要と認めたとき
 - ３．正会員の 1／5 以上から書面をもって請求のあったとき
- （４） 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。
- （５） 会議の議決は、出席正会員の過半数をもって行ない、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 25 条（総会の招集）

会長は、総会を招集しようとするときには、会議の日から 20 日以上前に日時、場所及び会議の目的を示した書面又は機関誌をもって、会員に知らせなければならない。

第 26 条（総会の附議事項）

- （１） 事業報告及び収支決算の承認
- （２） 事業計画及び収支予算の承認
- （３） 会則の変更
- （４） 役員の選出
- （５） 名誉会員の承認
- （６） 会員の利害に重大な影響のある事業の着手及び財産の取得又は処分
- （７） 理事会において必要と認められた事項
- （８） 正会員の 1／5 以上からあらかじめ提出された議案
- （９） その他の重要な事項

第 27 条（評議員会）

- （１） 評議員会は、評議員をもって組織し、総会の前又は会長もしくは理事会が必要と認めたとき、あるいは評議員の 1／3 以上から要求があったとき、あらかじめ会議の目的を示して会長が招集する。
- （２） 評議員会の議長は、評議員の中から選出する。
- （３） 評議員会は、次の事項を審議する。
 - １．総会に提出する事項
 - ２．会長もしくは理事会が必要と認めた事項
 - ３．その他、本会の運営上重要な事項
- （４） 評議員会は、評議員の 1／2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- （５） 第 24 条 第 5 項の規定は、評議員会に準用する。

第 28 条（理事会）

- （１） 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集してその議長となるものとし、本会の業務に必要な事項のうち、次に掲げる事項の審議決定をする。
 - １．総会の招集に関する事項と、これに附議する事項
 - ２．支部長会及びクラス代表者会の招集に関する事項と、これに附議する事項
 - ３．その他、本会の業務に必要な事項
- （２） 理事会は、理事の 1／2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- （３） 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって議決する。賛否同数の場合は議長が決する。
- （４） 軽微な事項又は緊急やむを得ない場合は、書面をもって議決することができる。
- （５） 監事は、理事会に出席して挙手の上、議長の許可を得て質問又は意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。

第 5 章 クラス代表者

第 29 条（クラス代表者）

- （１） クラス代表者は、クラス会員相互の連絡を密にするとともに、第 2 条の目的を達成するために必要な任務を行う。
- （２） 日本大学松戸歯学部各卒業年度の代表者をクラス代表者、副代表者と称し、任期は役員に準ずる。
- （３） クラス代表者は、クラス代表者、副代表者の氏名、住所及びその異動を本会の会長に報告しなければならない。
- （４） クラス代表者、副代表者は、本会会費を完納した者とする。

第6章 支 部

第30条（支 部）

- （1） 本会は、都道府県及び日本大学松戸歯学部支部を置く。他支部との会員数の均衡等、各支部の事情によっては、各支部総会の議決（有効投票数の2／3以上）及び理事会の承認を経て、隣接する都道府県を併せて1支部又は同一の都道府県内において支部を分割して数支部にすることができる。
- （2） 支部を分割した場合は、分割した支部全てが参加する支部連合会を設立しなければならない。

第31条（支部の運営）

支部は、所属会員相互の連絡を密にするとともに、第2条の目的を達成するために必要な任務を行う。
支部は、本会会則に抵触しない支部規則によって運営することとする。

第32条（支部長）

支部は、支部会員で本会会費を完納した者の中から支部長を選出し、会長が委嘱する。

第33条（支部長の任務）

- （1） 支部長は、支部を代表する。
- （2） 支部長は、次の事項を本会会長に届出なければならない。
 1. 支部規則
 2. 役員及び会員の氏名、住所及びその異動
 3. 支部の議決及び実施事項
 4. 支部選出の正、予備評議員の氏名、住所及びその異動
- （3） 支部長は、本会会費を支部会員から徴収し、本会に納入しなければならない。
納入期限は、会計年度の7月末日とし、支部会員の年度会費をまとめて本会に納入する。

第7章 支部連合会

第34条（目 的）

支部連合会は、地域連携及び帰属意識の向上はもとより、本部との密接な協調のもと、本部／支部間の情報が迅速かつ的確に伝達されることを目的に組織される。

第35条（会則及び選挙規則）

支部連合会の設立にあたっては、日本大学松戸歯学部同窓会会則の範囲内で会則及び選挙規則を作成し、設立申請願とともに本部に提出して理事会の承認を受けるものとする。

第8章 会 計

第36条（会計年度）

本会の会計年度は、第4条に定める事業年度とする。

第37条（経 費）

本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入をもってこれに充てる。

第38条（予 算）

本会の毎事業年度の予算は、当該事業年度開始前の理事会において作成し、総会の承認を受けなければならない。

第39条（会 計）

- （１） 本会の経理及び会計は、定時総会の前に監事の監査を受けなければならない。
- （２） 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第9章 補 則

第40条（会則の変更及び本会の解散）

本会会則の変更及び解散の議決は、第24条の規定による。

第41条（施行日）

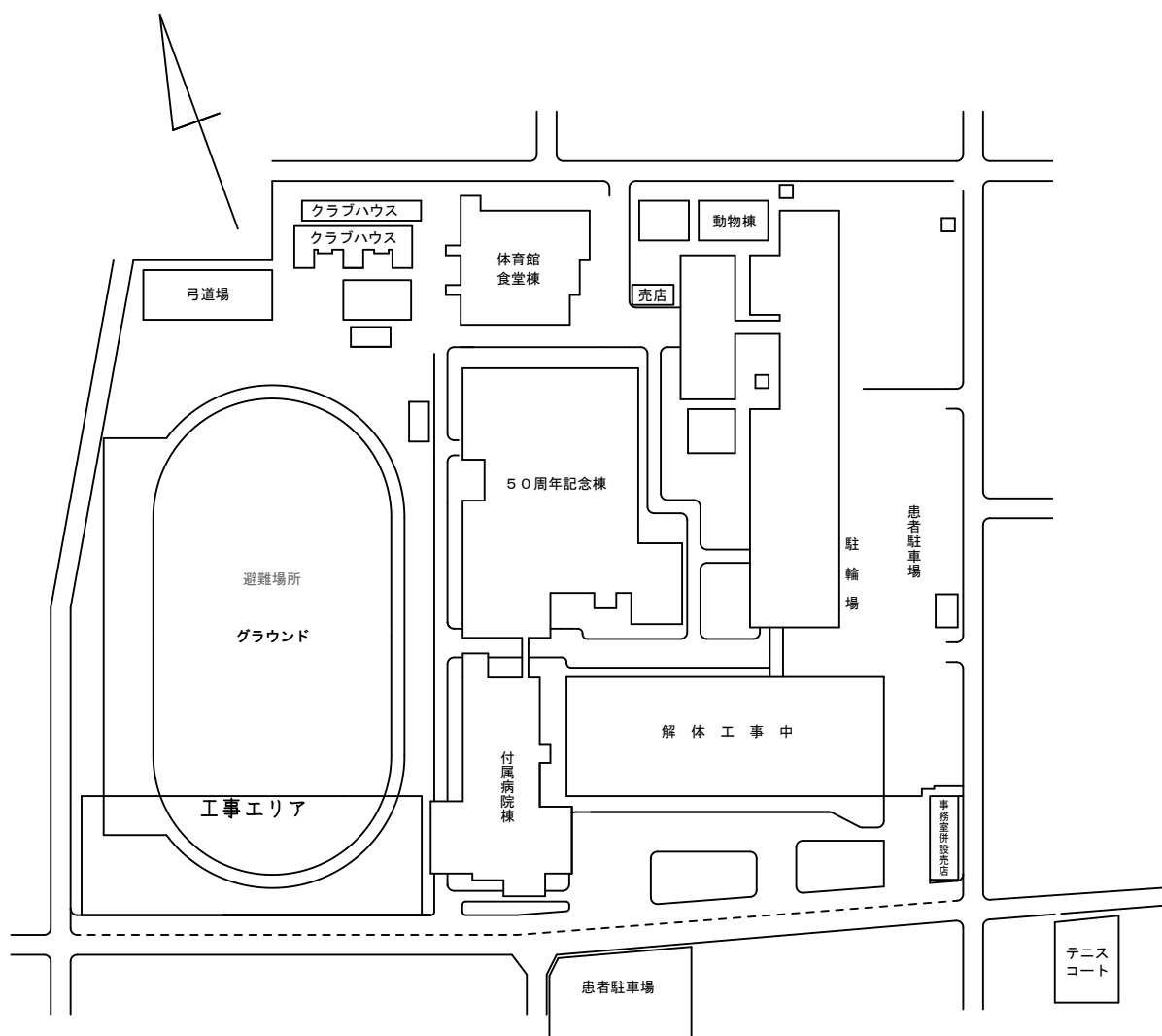
本会則は、総会にて承認された日から発効する。

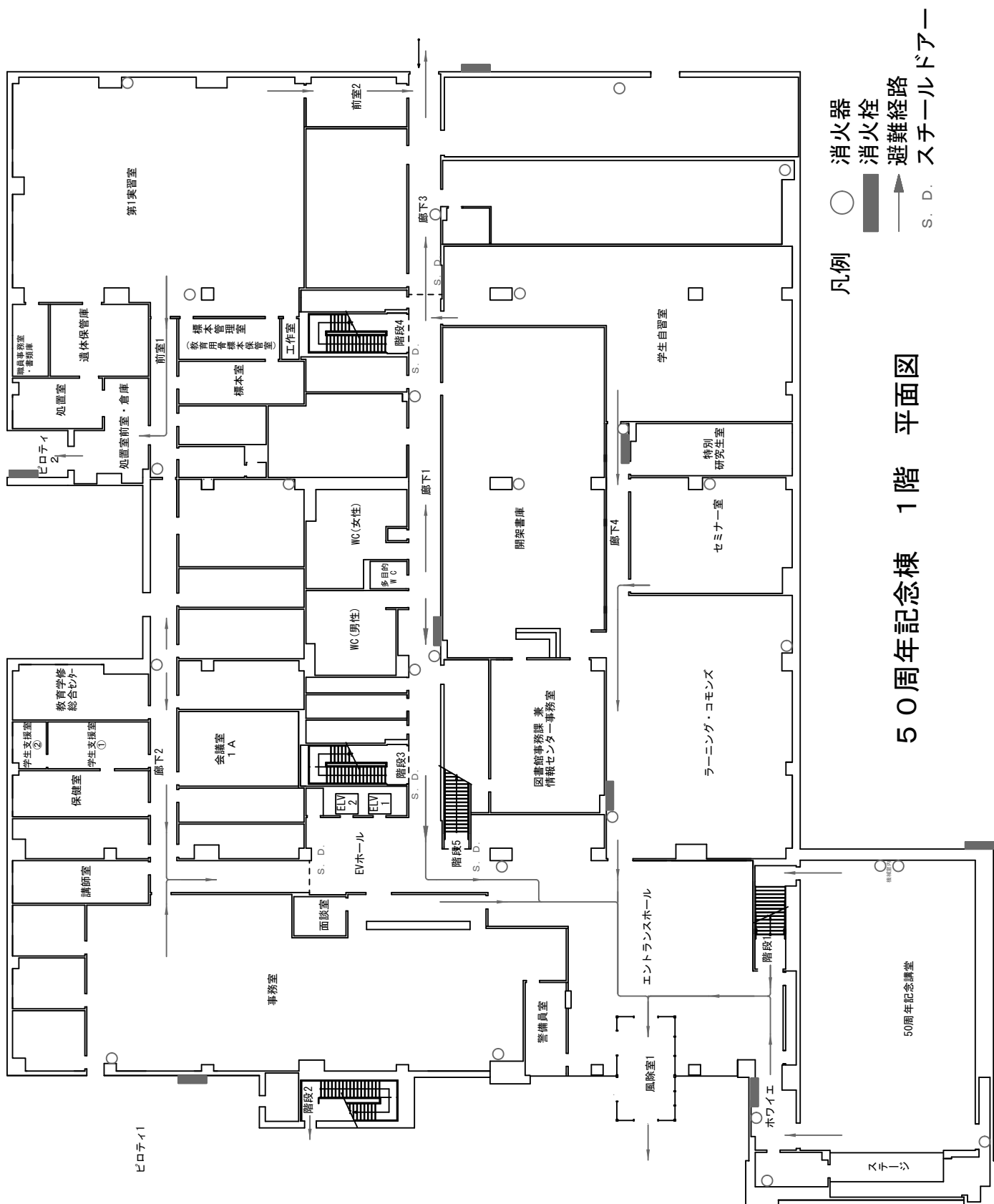
昭和52年11月19日	制定施行
昭和58年6月4日	一部改正
昭和59年6月1日	一部改正
昭和61年6月7日	一部改正
昭和62年6月27日	一部改正
平成2年6月9日	一部改正
平成3年6月22日	一部改正
平成5年6月13日	一部改正
平成7年6月11日	一部改正
平成8年6月30日	一部改正
平成11年6月27日	一部改正
平成12年6月25日	一部改正
平成16年6月13日	一部改正
平成17年6月26日	一部改正
平成18年6月18日	一部改正
平成21年5月31日	一部改正
平成22年6月20日	一部改正
平成26年6月15日	一部改正
平成27年6月21日	一部改正
平成30年6月17日	一部改正
令和3年6月20日	一部改正
令和4年6月19日	一部改正

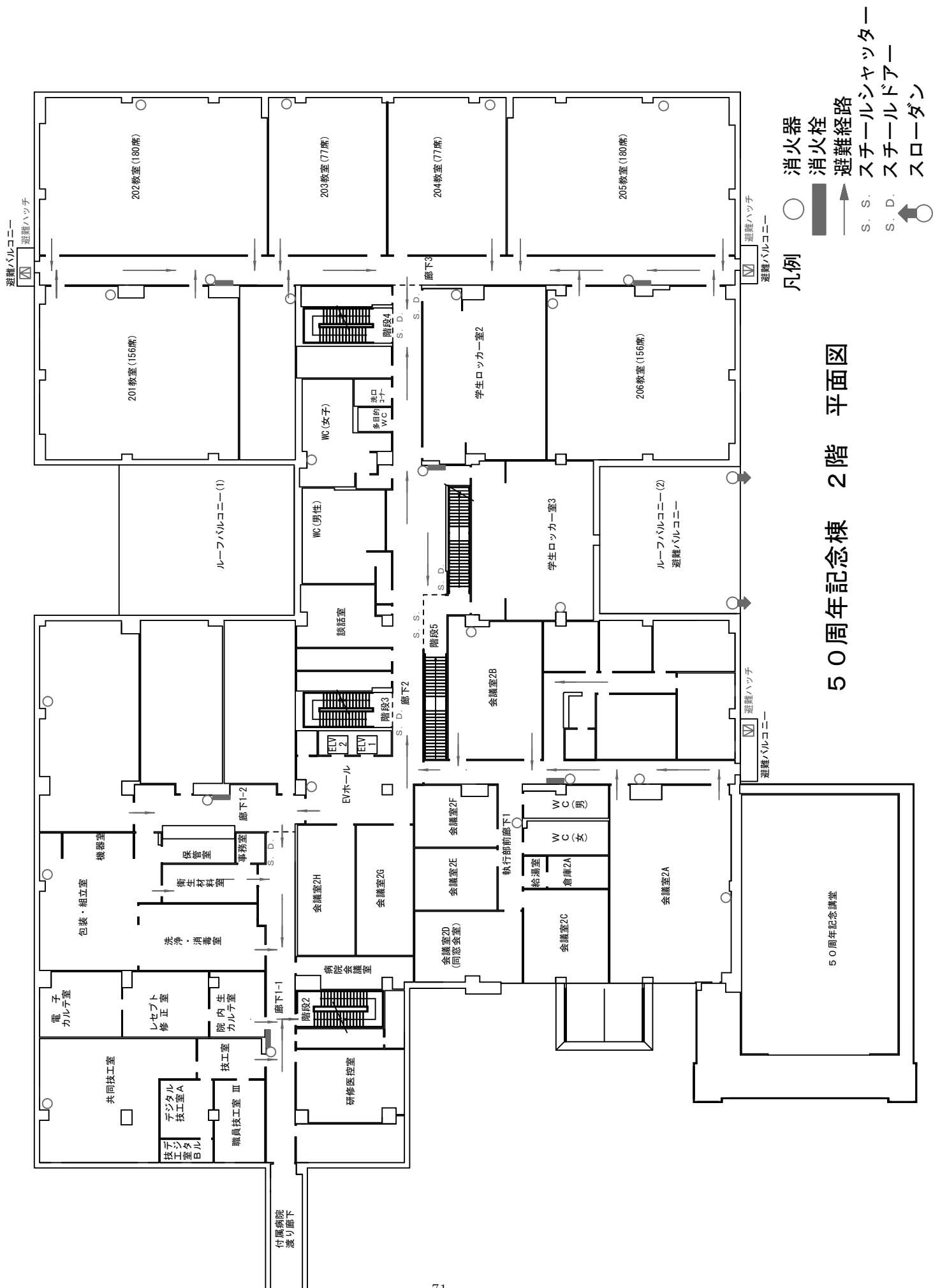
附 則 第30条第1項の規定は、改正時既に分割されている支部には適用されない。

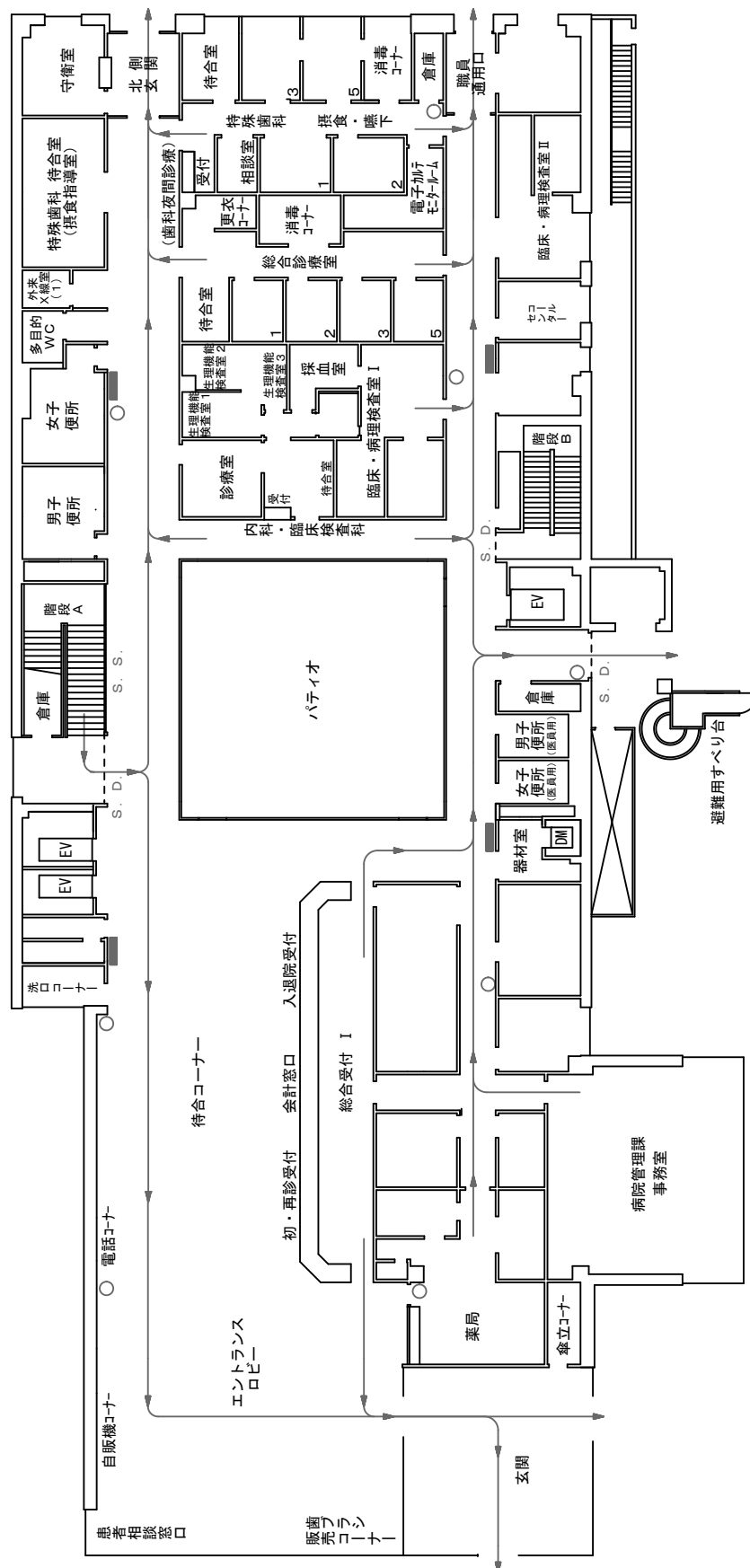
松戸歯学部配置図

全 体 配 置 図









凡例

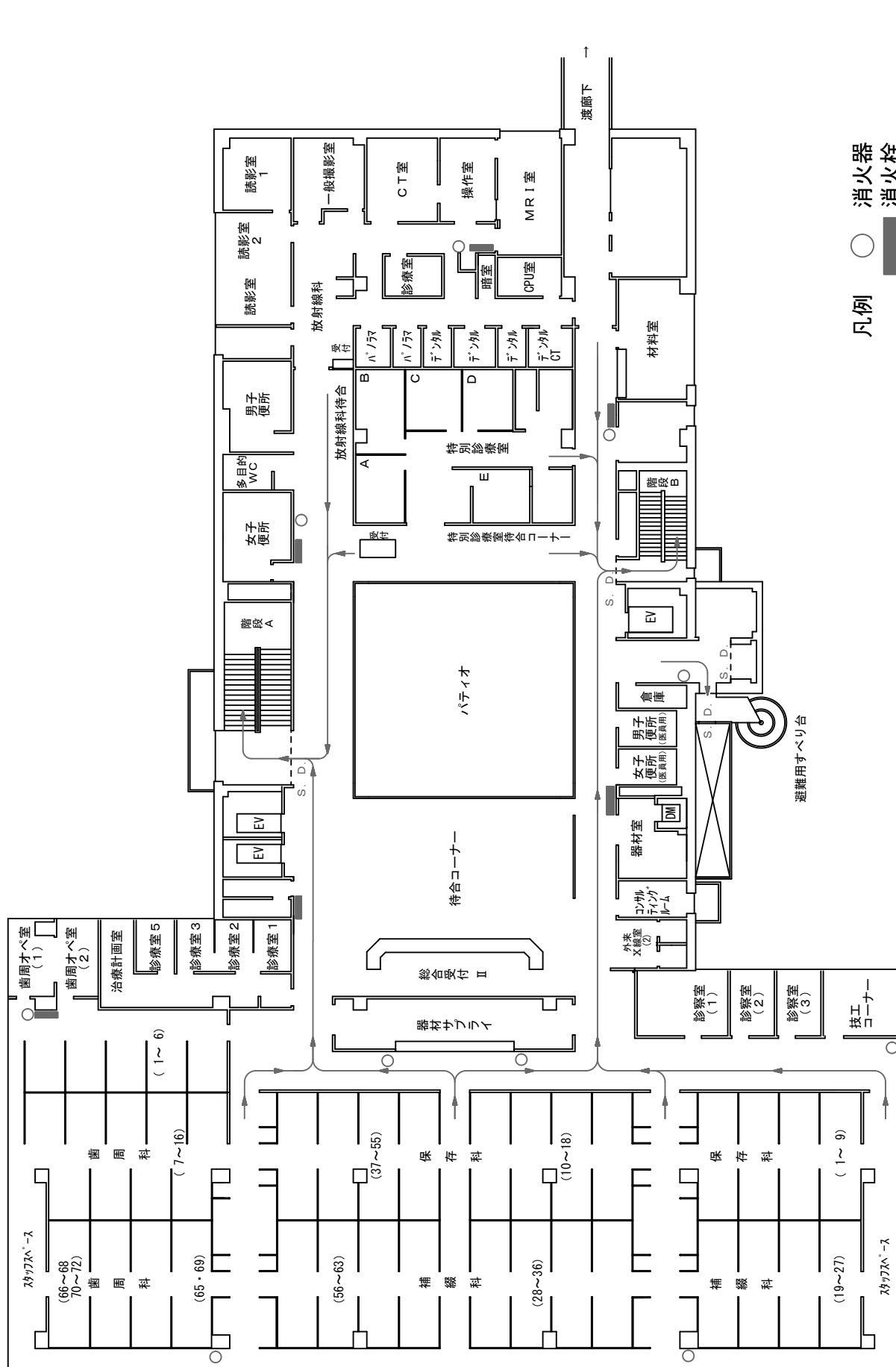
○ 消火器

消火栓

避難経路

S. S. スチールシャッター

S. D. スチールドアー



凡例

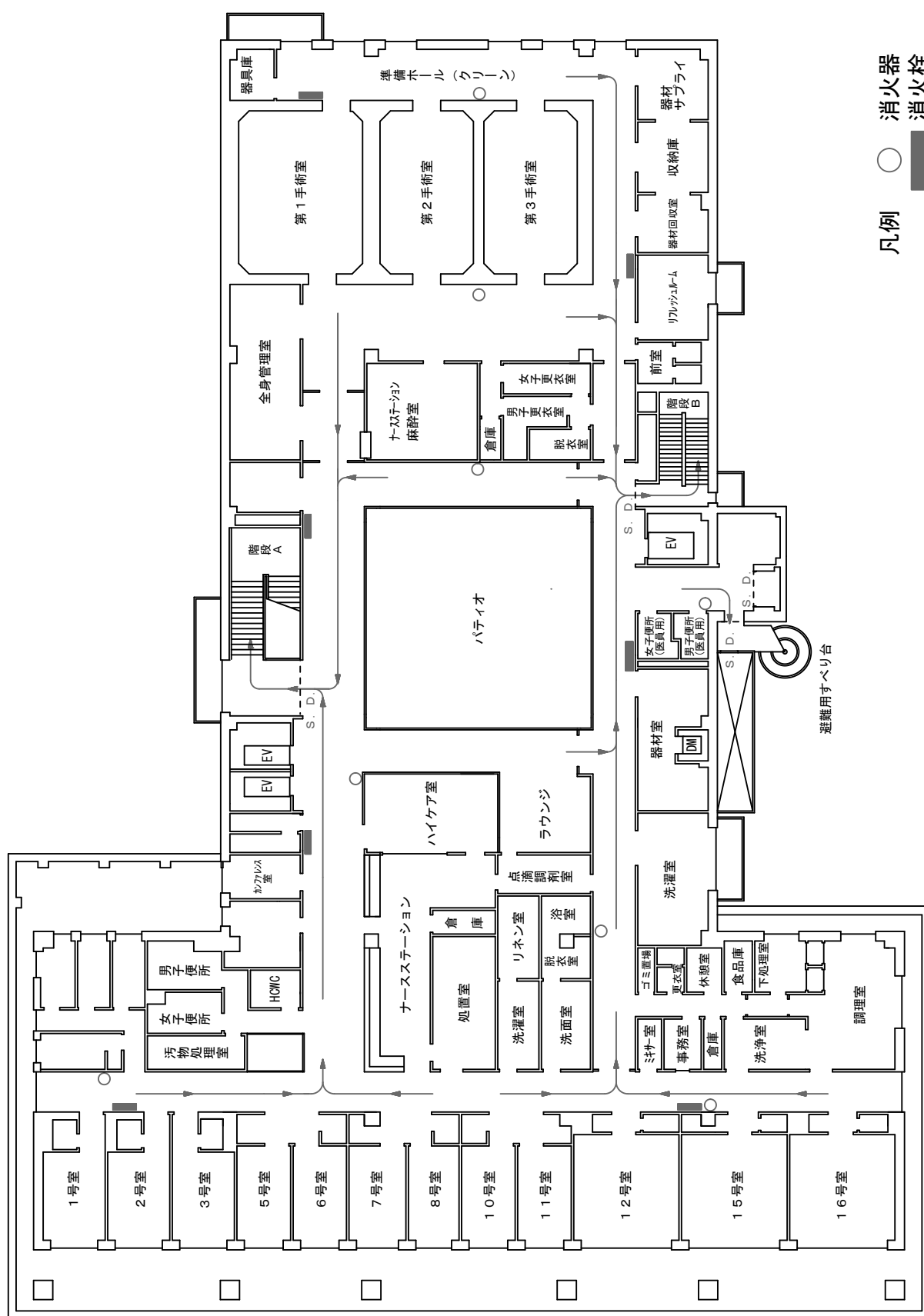
消火器

消火栓

避難経路

スチールシャッター

スチールドアー



凡例

○ 消火器

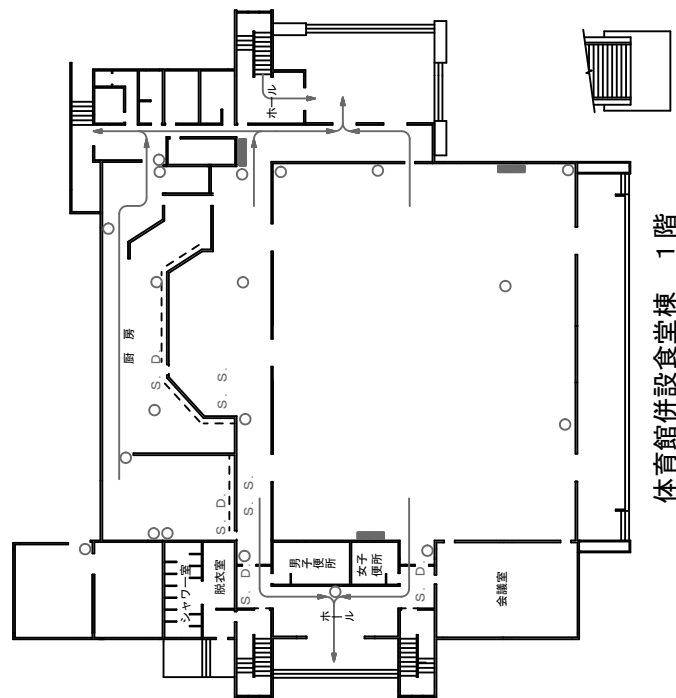
消火栓

避難経路

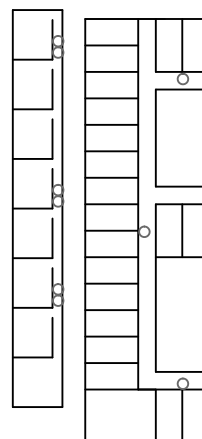
S. S. スチール

S. D. スチールドア-

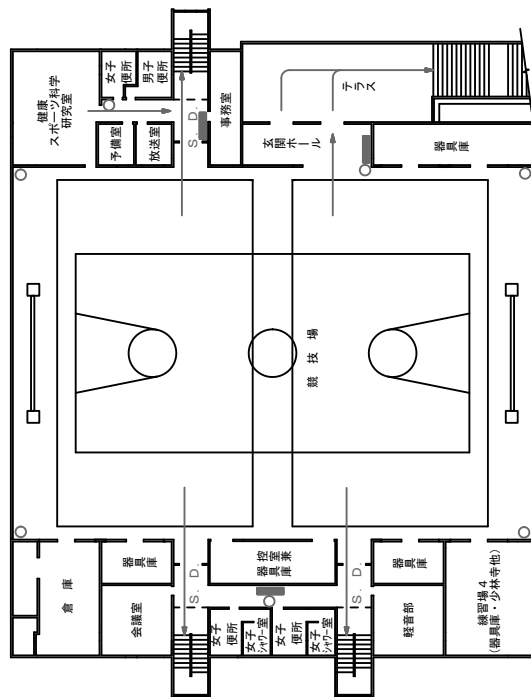
- 凡例
- 消火器
 - 消火栓
 - 避難経路
 - S. S. スチールシャッター
 - S. D. スチールドア



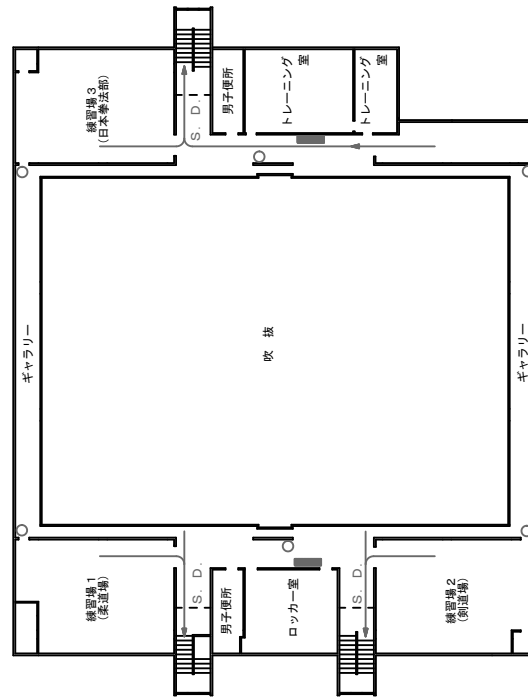
体育館併設食堂棟 1階



クラブハウス 平面図



体育館 2階



体育館 3階

学生番号_____

氏 名_____